

2025年版

各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

－ 北米編 －

(2024年11月～2025年2月実施)

2025年9月

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

事務局： 日本機械輸出組合

目次

4. 北米地域

* カナダ	1
* 米国	7

(注) *印は、APEC 諸国・地域

(注) †印は、ASEM 諸国・地域

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日商	撤退の登録抹消及び税金関連の手続きの未規定、不透明	・カナダでの事業を手仕舞いすることとなったが、税金の支払いが完了するまで登録抹消ができずに苦労している。Operationは終了しており、Cash flowは生じていないが、銀行口座に入っている現金等の金利に対する税金の支払い等があり、金利がどれくらい発生するか読めない。また、翌年の税金支払いが発生する可能性があり、手仕舞いが一年延びることになるため困っている。 税務事務所と契約して進めているが、ルールがないため、いつ手仕舞いできるかCommitしてもらえず不安である。	継続	・手仕舞いするときの特別な手続きを、カナダ歳入庁（Canada Revenue Agency : CRA）と政府で連携して設定して欲しい。	
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日鉄連	アンチダンピング措置	・2016年10月20日、大径溶接ラインパイプアンチダンピング調査（AD）において、カナダ国際貿易裁定委員会（CITT）が損害ありとする最終決定を下し、アンチダンピング税の賦課措置が決定。 －2021年9月27日、1度目のサンセット見直し調査を開始。 －2022年2月4日、カナダ国境サービス庁（CBSA）が措置延長の最終決定。 －2022年8月3日、CITTが措置延長の最終決定。	変更	・措置撤廃。	
2	日鉄連	アンチダンピング措置	・2017年5月3日、鉄筋用棒鋼アンチダンピング調査（AD）において、カナダ国際貿易裁定委員会（CITT）が損害ありとする最終決定を下し、アンチダンピング税の賦課措置が決定。 －2022年3月29日、1度目のサンセット見直し調査を開始。 －2022年8月26日、カナダ国境サービス庁（CBSA）が措置延長の最終決定。 －2023年2月2日、CITTが措置延長の最終決定。	変更	・措置撤廃。	
3	日鉄連	アンチダンピング措置	・2020年3月13日、厚板に対し、1度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。 －2022年9月8日、CITTがカナダ財務省の損害有無のレビュー要請に対して、損害の脅威が継続する旨、公示。	変更	・措置撤廃。	
4	日商	輸入申告時のHSコード不一致	・日本から輸入する部品について、輸出元の日本で定義されるHSコードと、カナダ国境サービス庁（CBSA : Canada Border Services Agency）の定義するHSコードに相違があるため、輸入申告時にCBSA定義のHSコードにマニュアルで変換する必要があり非常に業務負担が高い。 また、同様の理由でFTA適用申告をしても拒否されるケースがあり、その場合、法的根拠を以って証明しなければならない。	新規	・HSコード定義の全世界統一、ないしはHSコード変換一覧が整備されるような国際スキーム。	
5	日商	RV製品に対するFTA適用条件の厳格	・当社グループアメリカ工場で製造しているRV（Recreational Vehicle = ATV/UTV）製品に対する、カナダ-アメリカ間FTA適用について。 製品全体ではFTA（USMCA）適用可否のしきい値である原産地比率（62.5%）を達成できているにもかかわらず、該当製品が「その他自動車」という自動車のカテゴリに分類されているため、追加の厳しい条件（注）が課されており、エンジン製造を日本で行っている限りFTA適用が困難な状況にある。	新規	・RV製品を「自動車」カテゴリから外す、ないしはTabel Fコンテンツに対する付加規制の緩和、原産地比率の引き下げ。	・CUSMA規程セクション20 https://www.international.gc.ca/trade-commerce/trade-agreements-accords-commerciaux/agr-acc/cusma-aceum/Uniform-

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			(注)エンジン部品等特定の部品（CUSMA規程セクション20のTabel Fコンテナ）はそれ自体でしきい値を達成しなければならないという条件			regulation-RoO-2021.aspx?lang=eng
6	自動部品	北米関税制度の高い原産率	・関税ゼロとできるUSMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）の原産率基準は高く、関税を考慮してもアジアからの輸入品の方が安価なため現地調達は増えず、また関税コストが北米企業の利益押し下げの一因となっている。	継続	・北米経済の活性化のため原産率引下げの検討をして頂きたい。	・米国・メキシコ・カナダ協定
7	日商	米国政権による関税政策	・カナダはアメリカとの依存度が高いため、関税問題による影響が大きい。例えば自動車産業では生産コストが高くなるため車の値段も上がり、販売数低下にもつながる。	新規	・安定した貿易市場または依存度戦略を検討してほしい。	
8	日商	米国政権による関税政策	・米国により関税25%が賦課される可能性があり、米国顧客に対する製品販売が難しくなる。	新規	・外交交渉による関税25%の阻止。 ・万一導入の場合は、国による輸出取引に対する助成金などによる対策を実施。	
9	印刷機械	米国政権による関税政策	・中国だけでなく、日本を含む同盟国に対しても一律10～20%の関税を課す可能性が高いと噂されているが、実施されれば非常に大きな影響を及ぼす。	新規	・関税を課さないよう、或いは10%以下へ引き下げるよう働きかけて頂きたい。	・米国関税法
10	医機連	鉄道会社のストライキ発生による物流遅延	・カナダの鉄道会社の労働組合の労使交渉の決裂により、乗務員組合によるストライキが発生し、国内の陸送が遅延した。陸送遅延によるコンテナターミナルでの輸出入作業の滞留も併せて発生。	新規	・カナダ政府の早期介入。	
5. 税制						
1	印刷機械	州・郡・市毎に異なる税制	・法人所得税、売上税の税制、税率が州・郡によって大きく異なり、さらに頻繁に変更が加えられることから、経理担当者の工数、監査法人への支払い等の負担が非常に大きくなっている。	継続	・税金体系の統一、簡素化を進めて頂きたい。	・連邦及び州、郡の税法
2	日機輸	連結納税制度の未導入	・連結納税制度もしくはグループ納税制度（企業グループ法人間での損益通算による法人税申告）は、米国、英国、EU諸国、オーストラリア、シンガポール、日本等の先進諸国の多くにおいて導入しているが、カナダでは導入しておらず、個々の法人が納税主体となる。	継続	・多様な企業形態のある状況下、連結納税/グループ納税が認められないのはビジネスの展開にも影響しかねず、導入（選択可）されることが望ましいと考える。	
3	自動部品	出張者の個人所得税に対する源泉徴収	・カナダで就労する従業員に対する報酬については、カナダで源泉徴収義務が発生するが、日加租税条約に基づき、一定の要件を満たせば免税となる。従って、日本本社からカナダ現地法人への短期出張者は原則免税であるが、その恩典を受けるためには事前の申請手続きが必要であり、それが無い場合は一旦個人所得税に掛かる源泉税を納付したうえで、後から還付申請する必要がある。事前申請手続き、あるいは一旦納付した後の還付申請手続きが非常に煩雑で工数も掛かるため対応に苦慮している。	継続	・日加租税条約で要件を満たす短期出張は免税と取り決められているため、それに従って、一旦納付して後から還付申請するといった煩雑な手続きを排除して頂きたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
4	日機輸	借入保証料・配当に対する源泉税徴収	・現在のカナダ税制においては、親会社に対し借入保証料の支払を行う場合、カナダにおいて源泉税10%が課される。米国では日米租税条約により、支払側国において保証料に対し源泉税を課さない旨合意されている。カナダにおいては、日加租税条約には明記がなく、カナダ税制において保証料に関する規定（国外関係者への保証料支払いには源泉税を課す旨）がなされている。	継続	・国が異なるとはいえ、諸点で北米（米、加）としてとらえられることの多い状況下、本件税制について、日加租税条約において源泉税納付の対象外とする動きがあってもよいのではないかと思う。	・カナダ税法212(1)(b) ・日加租税条約第11条 ・日米租税条約第21条 (2004年改正、その他所得に保証料が含まれる、その他所得は受益者国のみで課税)
5	日機輸	借入保証料・配当に対する源泉税徴収	・現在カナダ税制においては、25%以上持分の親会社に対する配当の源泉税は日加租税条約で軽減されてはいるものの5%がかかる。一方米国では日米租税条約により50%以上かつ6ヶ月以上保有持分の親会社に対する配当の源泉税は免除されている。	継続	・国をまたいだ投資を促進するためにも、親会社配当にかかる源泉税はなくなっていくことが妥当と考える。	・日加租税条約第10条 ・日米租税条約第10条 (2019年改正)
6	日商	米加間の移転価格税制	・米加間の移転価格税制について追徴リスクがあるため、米加をまたがる事業活動が行いにくい。	継続	・二国間取引の価格設定に関し、より具体的な指針を示してもらいたい。	
6. 雇用						
1	日商	人材確保の困難	・工場稼働の閑散期に工員の雇用維持が難しい場合があり、また、繁忙期に新たな工員の採用が難しい場合がある。	継続	・売上高減少時期における雇用維持（継続）に対する助成を行ってほしい。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日商	就労ビザ取得・更新の申請手続きの遅延	・ビザ申請/更新/修正手続きをする際に申請後の待期間が長い（ビザのタイプにより、1-2か月から5-6か月かかる場合もある）。就労ビザの新規申請に時間がかかると赴任者、帰任者間での業務引き継ぎが困難である。また、カナダ国内から申請して国外に出ると別の申請書を作成しなければならないため、一時帰国や緊急帰国に支障が出るので困難である。	継続	・ビザ取得・更新・修正に関する申請期間を短縮して欲しい。	・ Check processing times at IRCC - Canada.ca https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/application/check-processing-times.html
2	日商	就労ビザ取得・更新の申請手続きの遅延	・現状、就労ビザの更新には5か月ほど要している。遅延した場合には入出国に支障が出る可能性があるため改善を希望する。	継続	・就労ビザ更新手続きの迅速化を希望する。	
3	日商	就労ビザ取得手続きの困難・長期化	就労ビザの取得が困難になっている。また、最長7年の規制があり、駐在員派遣の選択を狭めている。就労ビザの取得に要する期間が長期化している。	新規	・要件の緩和。 ・最長7年について、一定の条件下で撤廃。 ・取得手続きの迅速化。	
4	日商	就労ビザとETAの未連携	・パスポートを更新した際に就労ビザも更新しなければならないが、ETA（電子渡航認証）も新たに申請をしなければならないのが困難。就労ビザは就労許可を与えているものの、入国許可でないため、勘違いしやすい。	継続	ETA、ビザとパスポートの情報を紐づけてほしい	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5	日商	ETA有効期限確認方法の煩雑	・ETA（電子渡航認証）の有効期限を確認したい場合には移民局のサイトで確認可能だが、ETA番号が必須。ETA番号はメールに送付されるが当時のメールまたはメールボックスにアクセスがないと確認不可のため困難。	継続	・パスポート情報だけで確認できるようにして欲しい。	・ Electronic Travel Authorization (eTA) Status https://eta.onlineservices-servicesenligne.apps.cic.gc.ca/eta/applicationQuery?lang=en
6	日商	出国税(みなし処分ルール)	・出国税（みなし処分ルール）により、5年を超える駐在員について不測の負担が生じてしまう可能性がある。そのため、5年を超える駐在期間を検討しにくくなっている。	継続	・入国以前から保有している資産や入国後でも相続により取得した資産は、対象から除外してもらいたい。	
7	日商	カナダ運転免許取得時の日本運転免許証没収	・カナダでは、運転免許証取得時に日本の運転免許証は没収される。没収されると日本への一時帰国時に運転ができなくなり不合理である。	継続	・日本運転免許証はカナダ運転免許証を持っていても再発行が可能なことから、没収効果は薄く、没収を取りやめて欲しい。 ・または、日本運転免許証から切り替えたカナダ運転免許証で、日本でそのまま運転できるようにして欲しい。	
8	日商	駐在員帰国後の銀行口座閉鎖手続きの煩雑	・カナダ駐在を終えて帰任の際、翌年の税金支払いのために銀行口座を維持しておく必要があるが、銀行口座閉鎖の際に本人の確認が必要で、本人が再度カナダを訪問し閉鎖することとなった。	継続	・ルールの緩和を要請したい。	
9	日商	駐在員子女の現地校入学の困難	・子女帯同でカナダ駐在を始めた際に、現地校の定員の関係で、現地校入学がスムーズにいかず、待機児童となった。また、新学期開始後1週間経ってもどこの学校に入れるかがわからず不安だった。また、学童（After school）も整っていない。	継続	・中途入学手続きの支援をお願いした。	
10	日商	バンクーバーの逼迫した医療体制	・バンクーバーにおいて従来、初診（Walk-in）は基本的に受け入れられる制度だが、医療機関の受け入れに制限がかかり、初診であってもhome doctorが必要になる状況と聞いている。駐在員やその家族が気軽に受診できない事態が起きており、解消頂きたい。	継続	・初診（Walk-in）については必要時に受診出来る体制へ改善頂きたい。	
8. 知的財産制度運用						
1	時計協	商標出願審査の遅延	・米国、日本、韓国、中国、欧州において商標出願から登録までの所要期間が約5～17ヶ月であるのに対して、カナダでは約38ヶ月となっており、審査期間が長すぎる。	変更	・審査期間の短縮化を要望する。	・商標法など
2	日機輸	商標出願審査の遅延	・米国、日本、韓国、中国、欧州において商標出願から登録までの所要期間が約5～17か月であるのに対して、カナダでは約38か月となっており、審査期間が長すぎる。	継続	・審査期間の短縮化を要望する。	・商標法など
3	製薬協	医薬品特許の行使機会の制限	・カナダでは、2017年9月の規則改正により、新薬の販売承認保持者とジェネリック申請者との間の訴訟手続きが大きく変わった。とりわけ、Health CanadaのPatent Registerに掲載した特許の内、ジェネリック申請者から通知受領後、所定期間に開始する訴訟の対象としなかった特許について	継続	・estoppel条項を削除して、特許権の正当な行使の機会を保証して頂きたい。	・ the Patented Medicines (Notice of Compliance) Regulations, Subsection 6.01

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			は、原則として（新薬の販売承認保持者又は特許権者が提訴の合理的な根拠を持っていなかった場合を除き）、後日に特許権者が特許侵害訴訟を提起できなくなるが（estoppel）、これは特許権の正当な行使の機会を制限するものである。			
4	製薬協	特許医薬品の価格抑制	<p>・2019年8月21日に公示された特許医薬品価格設定に対する抑制効果の強化を目的とした改正特許医薬品規制（Patented Medicines Regulations）の最終規則では、リポート後の価格の報告が義務付けられるという条項が含まれていたが、連邦裁判所およびケベック州高等裁判所より無効と判断されたため、修正が行われ、2022年7月1日に施行された。</p> <p>この規則改正は、従来規則よりも薬価の低い国を参照国としたり、薬価算定の指標を追加するなど、依然、特許医薬品の価格を過度に低く抑制する可能性がある。2023年9月、特許医薬品価格監視機関（PMPRB：The Patented Medicine Prices Review Board）は暫定ガイダンスを最終化した。これはPMPRBの過剰価格基準と整合しない。PMPRBは2024年末迄にドラフトガイドラインを発表し、その後意見募集を行い2025年に最終化する予定である。これらの変更は、カナダ国内での新薬の導入を遅延または阻害し、日本企業の事業機会も阻害されることが懸念される。また、日本を含む他国の医薬品価格や技術革新にも悪影響を及ぼす可能性がある。</p>	変更	・特許医薬品の価格を過度に抑制する条項の削除を求めたい。	<p>・2019年8月21日公示、改正特許医薬品規制(Patented Medicines Regulations)</p> <p>・ Draft Guidelines</p> <p>https://www.canada.ca/en/patented-medicine-prices-review/services/consultation.html</p> <p>・ Draft Guidelines 2022</p> <p>https://www.canada.ca/en/patented-medicine-prices-review/services/consultation/2022-proposed-updates-guidelines.html</p>
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日商	ケベック州のフランス語規制の強化・不明確、対応の困難	<p>・ケベック州の製品へのフランス語対応規制が強化され、製品使用に対するフランス語併記に苦慮している。</p> <p>当社取扱製品であるモーターサイクル、RV（Recreational Vehicle = ATV/UTV）製品、ボートコントロールシステム等のオペレーションに必要なスイッチ類にもフランス語併記が求められ、カナダ向け製品にのみ対応することは、コスト増や設計製造プロセス増加の観点から非常に困難を極める。</p> <p>また、法自体が非常に曖昧な文章で書かれており、どの部品を適用させなければならないか解釈が困難。</p>	新規	・フランス語規制の緩和、対象物の明確化。	・ Bill 96
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	難燃剤に対する非現実的な要求、貿易障壁	<p>・ Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2012（2012年特定有害物質禁止規則）の改正規則案が2022年5月に公布された。新たに追加されるデクロランプラス（DP：Dechlorane plus）とデカブロモジフェニルエタン（DBDPE：decabromodiphenyl ethane）に関しては、特定部品とそれらを使用した製品、及び交換部品に対して猶予期間が設定されるなど、産業界の意見が一定程度考慮された点は評価される。ただし、DBDPEについては未だ代替品も存在しないものが多く存在することから、特定の含有部品とそれらを使用した製品、および交換用部品については無期限の免除を設定しない場合、米国TSCA PBT規則のPIP（3:1）以上の混乱を招くことが想定される。</p>	継続	<p>・規制化に当たっては、引き続き産業界とのコミュニケーションを良くとり、実現可能な規制化を行って頂きたい。</p> <p>・特に新たに追加するDP及びDBDPEのうち、特にDBDPEについては、代替品も存在しないものが多く存在することから、特定の含有部品とそれらを使用した製品、および交換用部品については無期限の免除を設定するなど、適切な規制化を行って頂きたい。</p>	<p>・ Canada Gazette, Part 1, Volume 156, Number 20: Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2022</p>

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	連邦法と州法の不一致	・連邦法と州法、また米国連邦法に準拠している場合でも、例えば表示の要求など詳細が異なる場合があり、それぞれに対応するために、各々の法文を読み込んで、詳細要求を理解した上で対応する必要があるため、時間やコストが無駄に発生する。	継続	・完全統一規制にして頂きたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ Energy Efficiency Regulation (Federal Regulations issued by Natural Resources Canada (NRCan)) ・ ENERGY AND WATER EFFICIENCY - APPLIANCES AND PRODUCTS (Ontario) ・ Energy Efficiency Standards Regulation (British Columbia) ・ Regulation respecting the energy efficiency of electrical or hydrocarbon-fuelled appliances (Quebec)
15. 新型感染症に起因する問題						
1	自動部品	感染症拡大による輸出入規制	・グローバルサプライチェーンの寸断による工場稼働の停止、客先・納入関連会社へ連鎖的に納入調整の発生。	継続		
2	自動部品	COVID-19による生産縮小、生産停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ COVID-19の感染者および濃厚接触者が保健所から自宅待機の指示を受けた事で生産人員が確保できず非稼働となった。 【対応】 <ul style="list-style-type: none"> －感染症BCP対応要領を策定し、感染症が発生した場合、迅速かつ適切に対応に対処できるよう対応方法及び体制の明確化。 －生産停止リスクの閾値を設定。クリティカルな状況を把握し応援の体制を整える。 	継続		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日鉄連	バイ・アメリカン方針の変更、拡張	・2019年1月31日、トランプ大統領が「Strengthening Buy-American Preference for Infrastructure Projects」という大統領令に署名。各連邦政府各機関に対し、インフラ事業に関する米国製品購入の最大化に向けた方策について大統領令署名から120日以内に大統領へ報告するよう求めている。また、各機関に対し、大統領令署名から90日以内にnew Federal financial assistance awards需給者に対して最大限の米国製品の利用を奨励するよう呼びかけている。	継続	・WTO政府調達協定に整合的な運用。	
2	日鉄連	バイ・アメリカン方針の変更、拡張	・2019年7月15日、トランプ大統領が「Maximizing Use of American-Made Goods, Products, and Materials」という米国製の製品や材料を最大限に活用する大統領令に署名した。 今回の大統領令では、連邦政府機関の調達規則を監視・監督する連邦調達規則（FAR）審議会に対し、180日以内にバイ・アメリカン法の目的を最も効果的に達成するための方策を検討し、パブリックコメントを募集することを定めている。	継続	・WTO政府調達協定に整合的な運用。	
3	日鉄連	バイ・アメリカン方針の変更、拡張	・2020年9月14日、連邦調達規則（FAR）審議会は、「Maximizing Use of American-Made Goods, Products, and Materials」のバイ・アメリカン法（Buy American Act: BAA）要件を実施するための規則案を公示。この規則が採択されれば、FARパート25が改正され、BAAの対象となる最終製品に占める国内部品の割合が大幅に増加することになる。	継続		
4	日鉄連	バイ・アメリカン方針の変更、拡張	・2021年1月、バイデン大統領が政府調達規則の厳格化と、ホワイトハウスに高官ポストを新設し、規則順守に関する監視を強めるとする大統領令に署名。バイ・アメリカン政策強化のために、ホワイトハウス内の行政管理予算局（OMB）に、政府横断でバイ・アメリカン政策の実施を監督する部署と高官ポストを新設するとした。政府調達規則については、以下の二点の変更される。 ①例外適用の厳格化：各政府機関の判断に委ねていたのを、OMBの新設ポストに一元化する。例外適用を求める政府機関は事前に、OMBへ申請し承認を得なければならない。申請内容も公開される。 ②政府機関が調達する製品における国内調達比率の引き上げ：1933年バイ・アメリカン法を根拠とする連邦調達規則（FAR）25条「製品価格のうち50%を超える部分が米国で製造されている」ことが要求されていたが、その比率を引き上げる。 2022年10月、バイデン政権はバイ・アメリカン政策強化を目的とした連邦調達規則の改正に関する最終規則を発表。国内調達要求の基準比率を最終的に75%へ引き上げるとした。「国内建設素材」「国内最終製品」の認定における基準比率が、2022年10月25日から60%、2024～2028年の5年間は65%、2029年以降は75%に引き上げられる。	継続		
5	日機輸	バイ・アメリカン方針の変更、拡張	・トランプ政権は、行政部門で積極的なコスト削減戦略を推進しており、これはバイ・アメリカン調達プロセスに影響を及ぼす可能性がある。現政権は、米国の製造業の強化と連邦政府のコスト削減の両方に重点を	継続	・個々の州の規則を把握し、具体的な定義について明確にし、新たに提案された規則や閾値に最も影響を受	・ Individual States ・ Congressional Statements ・ White House

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			置いているため、バイ・アメリカの目標にどう取り組むかはわからない。		ける事業部を理解し、当社製品に対する公式な免除や例外を要求する。	
6	製薬協	バイ・アメリカン方針の変更、拡張	・トランプ第一次政権において2020年8月6日に、必須医薬品等の米国での製造を確保する大統領令が発表され、Covid-19パンデミックによる、医薬品、医療用品の確保の危機管理強化も手伝い、米国からの外国製品排除や、原材料のグローバルサプライチェーンの混乱がおきた。また、2021年1月25日バイデン前大統領が、“MADE IN AMERICA EXECUTIVE ORDER”に署名し、米国製認定の基準を強化、海外企業からの政府調達 waiver 発行もより厳しく制限されることとなった。 2025年1月に誕生したトランプ第二次政権でも、「アメリカ第一主義」が掲げられ、米国製品の過度な優先調達、優遇が進められ、日本企業がアメリカ国内での競争力を失うことが懸念される。	新規	・ 過剰な国内製品優先調達の推進を防止して頂きたい。	・ 2020年8月6日署名 Executive Orders on “Ensuring Essential Medicines, Medical Countermeasures, and Critical Inputs Are Made in the U.S.” ・ 2021年1月25日発表 “MADE IN AMERICA EXECUTIVE ORDER”
7	製薬協	The Inflation Reduction Act による医薬品価格の過度な抑制	・ 2022年8月、バイデン大統領署名、発効された「The Inflation Reduction Act」では、メディケア（高齢者向け公的医療保険）の対象品目の医薬品価格に関して、政府が製薬会社と直接交渉を行い、「最大公正価格」（MFP）として合意した価格がその後適用される規則が盛り込まれた。本規則は、最初の承認取得後、低分子医薬品が9年、バイオ医薬品が13年で適用され、新薬の研究開発戦略に大きな影響を与え、イノベーションを阻害する恐れがある。日本企業発の製品も対象となりうることから事業機会の損失にもつながる可能性がある。	変更	・ 米国への日本企業の投資を継続するためにも、トランプ政権下でのメディケア直接価格交渉の改革、少なくとも対象医薬品の拡大をお願いしたい。	・ 2022年8月16日バイデン大統領署名 Inflation Reduction Act of 2022
8	製薬協	最恵国待遇、あるいは国際価格参照による医薬品価格の過度な抑制	・ トランプ大統領の前政権時の2020年9月13日に医薬品価格における「最恵国待遇（MFN）」に関する大統領令に署名している。その運用を規定する「MFN支払いモデルに関する暫定最終規則」（11月20日CMS発表）は、メディケアパートB（高齢者向け公的医療保険）支払額上位50の医薬品の価格をOECD加盟国22か国中最低水準に抑える内容であった。前政権時は差し止めとなったが、2025年1月にトランプ大統領が再任されており、本政権下で同様の規則が再び提案され、適用された場合、著しく米国内の医薬品価格が抑制され、将来の新薬イノベーション創出が阻害され、その結果として米国の患者さんに医薬品が届かなくなることが懸念される。日本企業にとっても米国は重要な市場で世界最大の投資先であり、本ルールの適用は米国事業展開に大きな影響を与える。	新規	・ 最恵国待遇、あるいは国際価格参照（海外の薬価の低い国の価格を参照する）による米国での過度な医薬品価格抑制が採用されないようお願いしたい。	・ 2020年9月13日Trump大統領署名、医薬品価格における「最恵国待遇(MFN)」に関する大統領令 ・ 11月20日CMS発表 「MFN支払いモデルに関する暫定最終規則」
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	時計協	高輸入関税	・ 米国の時計の関税は、複雑な関税体系と定額税・従価税の併用により、平均関税を算定することは極めて困難であるが、日本時計協会の推定では約5%である。 一方日本の時計輸入関税は1983年よりゼロである。	継続	・ 輸入関税の早期撤廃を要望する。	・ 1930年関税法 ・ 米国統一関税率表
2	時計協	輸入関税算定方法の複雑性	・ 輸入関税算定方法の複雑性： － 時計に関し、関税率はムーブメント、ケース、バンドと部品毎に設定されている。ムーブメントの関税は定額、その他の部品の関税は定率となっている。 － 時計に関し、1999年3月に発表されたITCの関税簡素化のための報告書には、依然として6桁分類に統一されておらず、8桁分類に依存し、サイ	継続	・ 完成品に定率の関税に課する方式に簡略化することを要望する。	・ 1930年関税法 ・ 米国統一関税率表

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			ズ分類、価格分類が残存しており、また、ムーブメントに対する定額税の問題は、簡素化されていない。 (報告書原文) 米国政府は、時計の関税率算定方法についての日本国政府の懸案を認識している。米国政府は、米国の関税制度の見直しに関する日本国政府の立場並びにWTOで行われている議論を十分に考慮した上で、日本国政府との議論を継続する。			
3	時計協	輸入関税算定方法の複雑性	・輸入関税算定方法の複雑性の結果、Statistical Notesとして完成品腕時計であればムーブメント、ケース、バンド/ストラップ/プレスレット、電池毎に8桁のHSコードにさらに2桁の統計用枝番(Suffix)をつけ、関税計算用に価格を分解表示することが求められている。また統計目的としてそれぞれの数量を申告するように義務づけられている。 これにより米国の通関統計は6桁で集計すると数量が時計完成品の総数より大きく増え、正確な完成品個数を把握するには加工が必要になる。 しかし、完成品時計によっては複数のムーブメントを使用する物や、複数のケースを使用するもの、交換用バンドを同梱する物等があるため、統計上正確な完成品個数が取れず、統計的には障害となる。	継続	・通関申告の書式を他のWTO加盟国に合わせると同時に、Additional U.S. NotesのStatistical Notesを廃止し、削除して欲しい。	・ Harmonized Tariff Schedule of the United States, CHAPTER 91, CLOCKS AND WATCHES AND PARTS THEREOF ・ Additional U.S. Notes 4. Special Marking Requirements
4	時計協	輸入関税算定方法の複雑性	(対応) ・日本政府は、2002年～2005年、日米規制改革イニシアチブにおいて、時計についてHS6桁ベースで分類し、当部品毎の関税額を合計して関税額を設定する方式に改め、完成品に対して一律の関税率を規定することを米国政府に要請した。また、2005年12月、日米貿易フォーラムにおいても要請を行った。これ等に対し、2004年6月日米規制改革イニシアチブ報告書で、本件について米国政府の問題認識が確認され、議論を継続する旨、明記された。一方、2008年6月に実施されたWTOのTPR対米審査においても、日本政府は改善を求めたが、「過度に複雑なものとなっているとの指摘には同意しない」旨回答があった。 その後、2009年10月に行われた日米貿易フォーラム、また、2010年9月30日、10月1日に実施されたWTOにおけるTPR対米審査においても、日本政府は改善を求めたが、未だ改善が見られない状況である。	継続		
5	日機輸	特惠関税制度(GSP)の終了	・議会は現在、2020年12月に失効したGSPの見直しを行っている。ロジスティクスチームによると、インド、タイ、インドネシアからの製品がいくつか影響を受ける。共和党が議会を統一すればGSPの更新はより可能性が高いと思われるが、時期は不透明だ。関税の復活の遡及効果も不透明だ。	継続	・同じ工場の同じ製品を低関税率で利用できるように、新しい制限を制限してGSPを復活させるよう求める。	・ Congress ・ USTR ・ Commerce
6	自動部品	デミニマスルールにおける関税免除	・米国では、輸入貨物の申告額が800ドル以下の場合、原則として非課税基準額(デミニミス)ルールに基づき関税が免除される。 規則制定案公告(NPRM)では、①通関追跡識別番号(CTIN)、貨物の輸出国、10桁の米国関税分類番号(HTSUSコード)を含めた、貨物の内容物、原産地、送付先に関する情報の申告を義務付け、②1962年通商拡大法232条、1974年通商法201条、1974年通商法301条に基づいて関税が課される品目を同ルールの対象から除外する。 小口貨物の輸出入やフライト便数への影響、通関手続きの煩雑化を懸念	新規		・ 米国税関国境警備局(CBP) ・ 2015年貿易円滑化・貿易執行法(TFTEA)第901条(法律番号114-125、連邦法令集130巻122頁)によって改正された、1930年関税法第

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			している。デミニミスルール適用停止については流動的な状況だが、注視する必要がある。			321条(a)(2)(19 U.S.C. 1321(a)(2))
7	日機輸	アンチダンピング措置の濫用	<p>・現在、一部のサイズと用途を除き、日本製ラインパイプ用大径溶接鋼管(30.8%)、及び日本製一般配管/圧力配管用並びにラインパイプ用継目無鋼管(Large Diameter 107.8%、Small Diameter 106.07%)に対しアンチダンピング税が課されている。</p> <p>継目無ラインパイプ鋼管は2005年、2011年、2016年、2022年にSunset Reviewが実施されるも、アンチダンピング税の継続が決定している。なお、大径溶接ラインパイプ鋼管は2007年、2013年、2019年、2024年にもSunset Reviewを実施し、アンチダンピング税の継続を決定している。</p> <p>この為、当社で取引ができない他、競争制限により、米国企業にとっても国際市場価格よりも高い、或いは、品質的に劣る他国製品を購入せざるを得ない状況が継続・発生しており、米国パイプラインの安全性への影響も懸念される。</p>	継続	・アンチダンピング税の撤廃。	
8	日鉄連	アンチダンピング措置の濫用	<p>・(先頭の日付は措置実施決定日、())は直近の措置延長決定日。)</p> <p>・2014年5月2日、ニッケルメッキ鋼板(2019年10月9日)。1度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。</p> <p>・2014年11月6日、無方向性電磁鋼板(2020年11月18日)。1度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。</p> <p>・2016年6月22日、冷延鋼板(2022年7月20日)。1度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。</p> <p>・2016年9月12日、熱延鋼板(2022年10月21日)。1度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。</p> <p>－2021年11月17日、米Steel Dynamicsがアンチダンピング調査対象である熱延鋼板がベトナムで表面処理鋼板として加工(微少変更)され輸入されているとして反迂回調査をDOCに要請。</p> <p>－2021年12月20日、DOCがSteel Dynamicsの要請に対して調査を行わない旨公示。</p> <p>・2017年5月5日、厚板(2023年1月10日)。1度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。</p> <p>・2017年6月16日、鉄筋用棒鋼(2023年1月13日)。1度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。</p>	継続	・措置撤廃。	
9	日鉄連	アンチダンピング税が長期継続するサンセットレビュー	<p>・現在、アンチダンピング措置が実施されている日本製の鉄鋼製品は以下の通り。</p> <p>※先頭の日付は措置実施決定日、()は直近の措置延長決定日。</p> <p>・1996年7月2日、クラッド鋼板(2024年3月28日)。5度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。</p> <p>・1998年9月15日、ステンレス線材(2022年1月28日)。4度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。</p> <p>・1999年7月7日、ステンレス薄板(2023年10月2日)、4度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。</p> <p>・2000年6月26日、大径継目無鋼管(2023年6月1日)、4度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。</p> <p>・2000年6月26日、小径継目無鋼管(2023年6月1日)、4度目のサンセット</p>	変更	・「原則5年撤廃・例外継続」を基本とするWTO AD協定の原則に従った運用の実施。	・WTO AD協定(第11.3条)

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			見直し調査の結果、クロの最終決定。 ・2000年8月28日、ブリキ及びティンフリー・スチール(2024年5月10日)。4度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。 -2001年10月25日、大径溶接ラインパイプ(2019年9月13日)。3度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。 措置が撤廃されるためにはサンセット見直し調査において、米国の国内産業が関心を表明しない、または被提訴企業がサンセット見直し調査に参加し、ITC投票でシロを勝ち取るしか手段がない。 米国のサンセットレビュー手続きの実態は、関連法規ならびに内規、運用等において、ダンピング防止措置を「原則継続、例外撤廃」というものであり、5年を過ぎてもアンチダンピング課税措置が失効せず、長期間継続課税されているのが現状である。			
10	日鉄連	バード修正条項	・2000年10月、アンチダンピング税及び相殺関税により米国政府が得た税金を、ダンピングまたは補助金提訴を支持した国内業者等に対して分配することを義務づける米国国内法。 ・2003年にWTO協定違反が確定し、2006年に同条項が廃止されたが、経過措置規定により、2007年10月1日以前に通関された製品の輸入から徴収した税については、現在でも分配が続いている。	継続	・WTO協定の遵守（徴収したアンチダンピング税及び相殺関税の分配停止）。	
11	日機輸	FTAによる関税格差	・軸受、自動車部品に対するMFN税率は、日本側では0%に対し、米国側では軸受8%または5.8%、自動車部品2.5%である。日米貿易協定では軸受・自動車部品は譲許の対象外のため日本製軸受・自動車部品へは通常関税率が賦課され、不公平な状況が続いている。 他方、他国・地域からの米国への輸入軸受は、FTA活用により無税か減免税率が適用されている国もあり（特に韓国・メキシコ・カナダ）、それらの協定と比較して大きく劣後している。 結果として、米国現地製および米国とのFTA締結国の軸受に対して競争力が削がれている。	新規	・日米貿易協定の拡大。	
12	製薬協	医薬品への関税導入の懸念	・2025年1月27日、共和党下院議員に向けた演説の中で、トランプ大統領は、医薬品などに対して、近い将来、関税を課す計画があると発言されている。現時点では、大統領令などに記載されたものではないと理解している。 万が一、医薬品全般あるいはその原薬などについて関税が導入された場合は、米国国内の医薬品価格の更なる高騰を招くばかりでなく、米国国内の医薬品不足がさらに深刻になることが懸念される。 なお、医薬品については日米貿易関係の中で明らかな輸入超過の状況である。日本企業にとっては、米国国内に製造拠点が置く企業の製品との価格競争力の低下により、さらに事業機会を失うリスクが考えられる。 ※1994年のウルグアイ・ラウンド交渉時の合意（医薬品関連産物の関税撤廃）と反するものとする。	新規	・医薬品に対する新たな関税の導入を阻止して頂きたい（関税の対象から医薬品が除外されるよう要望する）	
13	JEITA	中国産品への追加関税の賦課	・中国生産拠点が ある場合に、中国からの輸入品に対する関税が高く設定されてしまったため、生産拠点の見直しを行う必要があった。 第3国での組立であっても主要部材が中国製の場合、中国産品と認定され、追加関税を掛けられるケースもあると認識している。	継続	・政治的な問題であるのですが、公正な取引ができる環境整備をお願いしたい。 ・日系企業が中国より輸入する産品	

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					については追加関税除外にしてもらいたい。	
14	印刷機械	中国産品への追加関税の賦課	・日本、中国を製造元として事業を行う当社にとって、中国から米国への+25%の関税は非常に重い負担である。新政権となり、どのような変化が起こるかはわかりかねるが好転の兆しは薄い。米国市場は当社にとって長きにわたる超重要市場の為、非常に厳しい状況が予想できる。	継続	・中国-米国間の関税撤廃が最善。	
15	JEITA	中国産品への追加関税の賦課	・中国産品の追加関税によるコストの増加で、コストの得意先への転嫁交渉、Invoiceシステムの変更対応業務など、追加の工数がかかっている。加えて、関税を回避するため、顧客からの納入場所の変更（米国から米国外工場への直送）なども含めると、多大な労務がかかっている。	継続	・追加関税の撤廃。	
16	自動部品	中国産品への追加関税の賦課	・中国から米国への輸入品に対し高率の関税がかかっており、コストアップ分の費用負担協議を顧客・サプライヤーと行っているものの、自社で負担せざるを得ない状況もあり、業績の悪化要因になっている（301条）。 －現時点では関税除外を申請するプロセスはなし	継続	・追加関税の緩和・撤廃の検討をして頂きたい。	・通商法301条
17	日農工	中国産品への追加関税の賦課	・中国産品の追加関税によるコスト増を、顧客へ転嫁できず、損益悪化。	継続	・追加関税の撤廃。	
18	時計協	中国産品への追加関税の賦課	・米国法上では時計の原産国=Movementの原産国とみなされるが（時計の組み立てがどこで行われているかにかかわらず）米国税関（CBP）は中国原産のバンドやストラップに1974年通商法第301条関税を適用すると判断して今に至っている。 この特別関税は追加関税であり、中国原産品にのみ適用されるがCBPはそれらが中国原産で、ムーブメントの原産国以外の国で時計のヘッドに取り付けられている場合、301条関税の対象となる別品目として扱われると裁定しており、バンドの価値のみではあるが追加関税が課せられるため、該当品の時計の輸入価格割高、対象品の識別・報告に要する煩雑な作業が生じている。	継続	・301条特別関税の本対象時計への適用排除。 ※国際貿易裁判所において、301条特別関税の撤廃を求める訴訟が継続中であるが、その判決結果や時期については不明である。	・通商法第301条(The special tariff under section 301 of the Trade Act of 1974)
19	電機工	中国産品への追加関税の賦課	・弊社製品に必要な中国製部品（HSコード:8538.90, 8546.20など）の輸入関税が30%近くであり、原価を上昇させている。	継続	・関税率の低減。	・1930年関税法及び米国統一関税率表
20	電機工	中国産品への追加関税の賦課	・当社製品の米国市場へ輸入する製品において中国で製造、組み立ての量または役務の内容によっては、日本企業の製品であっても米国の対中追加関税の対象となるため当地における製品競争力の低下が危惧される。	継続	・製造国だけでなく、企業の本社の国籍も勘案して欲しい。	・米国の通商法301条に基づく対中国追加関税
21	日機輸	中国産品への追加関税の賦課	・中国から米国への輸出品に対し高率の関税をかけられ、関税上昇分を自社で吸収しなくてはならないケースがある。	継続	・日本企業のビジネス環境が大きく損なわれることが無いようにして欲しい。	・通商法301条
22	日機輸	中国産品への追加関税の賦課	・中国が米国の知的財産権を侵害しているとして、米国政府は、4度の追加関税賦課リストを発動し、特定の中国原産品を輸入する際、第一弾か	変更	・米国側で発動開始後のレビューを実施していることは認識している	・1974年米国通商法301条 ・国際緊急経済権限法

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		課	ら第三弾までを対象に25%、および、第四弾（リストA）を対象に7.5%の追加関税を賦課している。 米国政府は賦課後4年経過に伴う見直しを行ったが、2024年、賦課の継続と一部品目では更なる追加関税の賦課が確定している。 さらに、第二次トランプ政権発足後の2025年2月4日から、全ての中国製品に既存の税率に加えて、10%の追加関税が賦課された。		が、保護貿易につながる追加関税の賦課は是正して頂きたい。	(INTERNATIONAL EMERGENCY ECONOMIC POWERS ACT)
23	JEITA	米国政権による関税政策	・①米国 トランプ大統領がメキシコやカナダ等の輸入品に対しての追加関税に言及しており、関税措置の内容次第では日本企業への影響も懸念される。 ②日系企業である弊社の中国製の部品に対して、米国輸入時に通常の輸入関税以外に、最大 25% の追加関税が課せられている。 例えば、中国製フェライト磁石(8505.19)に対して、通常の4.9%に加え25%の関税が課されている。弊社の米国顧客に対しては中国製から日本製へ切り替えを行うなど対応をしているがコスト圧迫要因となっている。	新規	・日系企業の製品は適用外として頂きたい。 ・日系企業の中国製製品については追加関税の適用外として頂きたい。	・米通商法301条 ・追加関税第一弾の法令 (参考) https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/FRN301.pdf
24	印刷機械	米国政権による関税政策	・中国だけでなく、日本を含む同盟国に対しても一律10~20%の関税を課す可能性が高いと噂されているが、実施されれば非常に大きな影響を及ぼす。	新規	・関税を課さないよう、或いは10%以下へ引き下げるよう働きかけて頂きたい。	・米国関税法
25	自動部品	米国政権による関税政策	・カナダ、アメリカ、メキシコの関係会社間で構成部品を売買しているため、各国がそれぞれ関税を強化した場合にはコスト増となりお客様に迷惑がかかる恐れがある。	新規	・自由貿易の推奨。	・大統領令
26	自動部品	米国政権の追加関税政策	・トランプ政権への移行に伴い、関税政策が大きく変わることが予想される。日本からの材料輸入や半製品の輸入などがあり、対日本の関税引き上げが実現されるとコスト競争力が著しく低下する。	新規	・関税政策について積極的に取り組んで頂きたい。	
27	自工会	米国政権による関税政策	・米国トランプ政権による、自動車への追加関税賦課可能性。 まだ正式決定していないが、もし日本やメキシコから米国への輸入に対し、追加関税が課された場合、弊社の米国事業に対し、多大な影響が生じる。	新規	・追加関税回避。	
28	日機輸	米国政権による関税政策	・トランプ政権は中・加・墨製品への追加関税賦課を発令。その他の地域についても関税引き上げの恐れがある。製品によってはコスト増など、大きな影響を受けかねない。	変更	・追加関税の撤廃、その他地域への追加関税発令の回避。	・通商法301条
29	日機輸	米国政権による関税政策	・米国の対中国製品の関税アップ ・米国入港手数料の徴収（中国船社の船舶には1隻当たり最大100万ドル、中国で建造された船舶を保有する船社については、同船1隻当たり最大150万ドル）	新規		
30	日機輸	米国政権による関税政策	・トランプ次期大統領より他国からの輸入関税の上乗せが示唆されているが、実際の運用が不透明な状況であり、今後の案件に対して、購入先の選定が難しい状況となっている。 実際に追加関税が実施された場合、すでに輸入している材料・部品等に大きな関税負担が発生するが、その関税分を全て客先に負担してもらえぬかは不透明であり、甚大な関税負担となるリスクがある。	新規	・関税の安定化（追加関税の回避）。 ・購入側での関税負担の指導/支援（サプライヤーによる負担の回避）。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
31	日機輸	米国政権による関税政策	・第301条は、中国からの特定の商品に10%または25%、およびEUからの特定の商品に25%の追加関税を課している。	継続	・ベトナムはまだ追加されていないが、引き続き注視しておく必要がある。	
32	電機工	米国政権による関税政策	・日本製品についても米国への輸入時にかかる関税率が引き上げられ、競争力が低減することが懸念される。	新規	・日本製品を関税引き上げの対象外としてもらいたい。	・米国の通商法301条に基づく関税措置 ・大統領令に基づく関税措置
33	電機工	米国政権による関税政策	・弊社製品に必要な部品（HSコード:8538.90, 8546.20など）は、仕入全体の内の約70%を米国外から調達しているため、諸外国への関税の付与は弊社事業にとって影響が大きい。 中国への追加関税の影響を回避するために、中国サプライヤ⇒他国サプライヤへの切り替えを推進中であるが、その効果も想定より薄利になってしまう。	新規	・関税率の低減。 ・対日関税の回避を日本国政府として交渉頂きたい。	1930年関税法及び米国統一関税率表
34	日機輸	IEEPAによる中国・メキシコ・カナダ原産品への追加課税賦課	・2025年2月1日の大統領令により、国際緊急経済権限法（IEEPA：International Emergency Economic Powers Act）を根拠とする中国・メキシコ・カナダ原産品に対する追加課税が決定、中国に対しては2025年2月4日から10%の課税が開始され、メキシコ・カナダに対して3月4日から25%課税開始予定となっている。 中国品に対しては301条の追加関税に加えての更なる関税賦課となり、負担が増大する。 メキシコ・カナダに対しては、多くの構成部品を両国から調達しており、また当社も両国に製造拠点を有している。当社の米国製造拠点で最終組立を行う場合も、墨・加国の製造拠点で最終組立を行った製品を米国に輸入・販売する場合も、いずれの場合においても追加関税によるコストアップの影響は甚大である。 急な課税決定によりサプライチェーンの変更は容易ではなく、客先との交渉にも時間を要することが見込まれ、関税アップ分は一時的には当社が負担せざるを得ず、当期・来期への収益への影響は不可避である。	新規	・中国・メキシコ・カナダ品に対する追加関税の撤廃。	・ International Emergency Economic Powers Act
35	日機輸	IEEPAによる中国・メキシコ・カナダ原産品への追加課税賦課	・トランプ大統領は、2月4日からメキシコとカナダに25%の関税、中国に10%の追加関税を課すと発表した。その後、メキシコとカナダへの関税を1か月間停止し、中国への関税は2月3日に発効した。トランプ大統領が3月4日に予想通りメキシコと中国の関税を実施するのか、それとも両国との交渉を続け、停止を延長するのかが不明だ。	新規		・ White House ・ USTR ・ Congress
36	JEITA	IEEPAによる中国・メキシコ・カナダ原産品への追加課税賦課	・カナダ、メキシコからの輸入品に追加関税を賦課する事により、メキシコ/カナダの経済悪化に多少なり影響がある。 追加関税を賦課された場合、事業が成り立たなくなる恐れがある。	新規	・ 政治的な問題であるのですが、公正な取引ができる環境整備をお願いしたい。 ・ 追加関税を賦課しないでほしい。	
37	日機輸	米国第一主義と米中貿易衝突激化の可能性	・トランプの2度目の米国大統領就任で、米中貿易衝突が激化する可能性が高く、さらに相互に高額関税を課し、輸出入のコストが大幅に増加し、正常な輸出入業務に影響を与える可能性がある。	新規	・ 両方政府の話し合いおよび合意によって高額関税の賦課を回避し、正常な貿易を維持するよう希望する。	・ 通商法301条-米国 ・ 米国原産の輸入品に対して、関税賦課に関する国務

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
						省関税税則委員会の公告-中国
38	自動部品	通商拡大法232条の関税免除認可の不透明・遅延	<ul style="list-style-type: none"> ・弊社のアメリカ工場がメキシコより輸入していた鉄鋼製品は2022年9月まで、一年間の期限付きで通商法232条の関税が免除されていた。 －更新の申請をしているが未だ認可が下りないため、待機期間中弊社は232関税を支払うと共に、関税の遡及請求の書類を準備。 －2024年に更新の申請が認可されたものの、免除オプション自体が廃止される可能性がある。 	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・免除オプションの運用方針明確化が望まれる。 	・通商法232条
39	日機輸	通商拡大法232条の関税免除認可の不透明・遅延	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年4月より鉄鋼製品(日本製)は一定数量までは関税が賦課されないTRQ (Tariff Rate Quota) 制が導入されたがTRQ対象数量枠が小さく、四半期毎に数量枠が大きく変動することもある。また、個別申請により232条関税の除外が認められた品目に関しても、TRQ枠が余っている際に到着した場合、TRQ内数としてカウント(TQR枠を消費)されてしまう事態となっている。なお、TRQ対象数量枠を超えると鉄鋼製品に25%の関税が課されるが、関税の影響で日本材の競争力が著しく低下。また明らかに国内業者で製造できない品目であっても除外申請が認められない等、プロセスが不透明な部分がある。顧客側でも一定の不利益が認められる。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・日本製鋼管・鋼板に対する232条に関する以下の改善。 －包括除外対象品の導入・拡大 －TRQ数量枠の拡大・安定 －個別除外承認品のTRQ枠への数量不算入 	
40	日鉄連	鉄鋼製品輸入に対する通商拡大法232条調査	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年4月19日、鉄鋼輸入が米国の安全保障に及ぼす影響について、1962年通商拡大法232条に基づき、商務省が職権で調査を開始。 輸入が国家の安全保障を脅かすと商務長官が認定した場合、大統領は90日以内に商務長官の認定に同意するか否か、輸入の調整を行うか否かを決定する。大統領の決定については、決定日から30日以内に理由を付した報告書を議会に提出する。 大統領が輸入の調整を行うと決定した場合、決定日から15日以内に輸入の調整を実施する。 －2018年3月23日、輸入調整措置開始。 －2021年10月31日、米国がEUからの鉄鋼輸入に対して関税割当 (TRQ) を導入し、EUは米国に対する報復措置を停止することで合意。また、双方が申し立てたWTO紛争解決手続きを停止することも合意。 －2022年1月1日、EUから輸入される鉄鋼製品に対して年間330万トンの関税割当(TRQ)の運用を開始。 －2022年4月1日、日本から輸入される鉄鋼製品に対して年間125万トンの関税割当(TRQ)の運用を開始。 －2022年6月1日、英国から輸入される鉄鋼製品に対して年間50万トンの関税割当を(TRQ)の運用を開始。 	継続		
41	日鉄連	鉄鋼製品輸入に対する通商拡大法232条調査	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年12月9日、通商拡大法232条措置がGATT/WTO協定と不整合であるとする中国、トルコ、ノルウェー、スイスによる提訴について、WTOパネルが米国に対して措置是正を勧告するパネル報告書を公表。 USTRは同日、パネル判断に対して、WTOは、WTO加盟国の幅広い安全保障上の脅威に対抗するための能力を根拠なしに批判する権限はない、米国が自国の重要な安全保障に関する意思決定をWTOパネルに委ねることはない、この紛争手続きの結果として232条措置関税を撤廃するつもり 	継続		<ul style="list-style-type: none"> ・DS544 ・DS552 ・DS564 ・DS556

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			はない旨、声明を発表。 2023年1月30日、米国がWTO/DSBに対してパネル判断に不服として上級委員会に上訴（ただし、上級委員会の機能停止下にあるため、空上訴状態となる見込み）。			
42	日機輸	鉄鋼・アルミ製品輸入に対する通商拡大法232条に基づく課税	・トランプ大統領は、鉄鋼とアルミニウムにそれぞれ25%の関税を課す第232条関税の第2弾を発表した。これらの関税は2025年3月12日に発効する。この大統領令により、国別の除外協定はすべて無効となり、既存の除外手続きも中止される。	新規		・ White House ・ USTR ・ Congress
43	日機輸	鉄鋼・アルミ製品輸入に対する通商拡大法232条に基づく課税	・追加関税発動に伴い、米国での輸入通関時に含有量や精錬国など非常に細かな情報の提示を求められている。元々そういった情報を持ち合わせていないため都度確認が必要になり従前に比べ多大な工数と時間が発生し、円滑な物流が妨げられている。	新規	・ 輸入通関時の要件の緩和。	
44	日機輸	通商拡大法232条、通商法301条に基づく課税	・通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミ製品や通商法301条に基づく中国産品への追加関税賦課により、事業競争力が低下、米国現地法人の収益へ影響。 サプライチェーン見直し（仕入先を中国以外の仕入先へ変更）等の対策は工数および調達コストも割増となり容易ではない。 ・232条の日本製鉄鋼製品に対しては2022年に関税割当方式（TRQ）が導入されたが、TRQ対象外の品目もあること、対象品目であってもTRQ枠の割当てが先着順であるため必ず使用できる保証がないことなどから、継続して232条適用除外の申請を実施している（その際除外許可を得られない場合もある）。申請工数・費用、および課税分の調達コストも割増となり収益に悪影響を及ぼしている。 ・2025年2月10日の大統領令により、232条の鉄鋼・アルミ製品の国別適用除外・割当の撤廃、個社の適用除外申請の廃止、下流製品への課税対象の拡大、アルミ製品の税率の引上げ（従来の10%から25%へ）等の実施が決定された。これらの措置により、関税負担額がさらに拡大する。追加関税分をすべて当社で負担することは困難であり客先へ負担の転嫁交渉を行う予定であるが、交渉難航が予想され、収益への影響は否めない。	変更	・232条については引き続き、完全解決を求め交渉頂きたい。 ・301条については日本企業への影響を抑えるべく、調整・交渉をお願いしたい。（制度の終了もしくは、対象品目の絞り込み）	・1962年通商拡大法232条 ・1974年通商法301条
45	JEITA	「10+2ルール」に基づくB/L NOの事前提示	・海上輸送の際に出航前事前に貨物や輸出者の情報を含む「10+2」と呼ばれる情報提示が必要。必要事項にB/L NOも含まれるが、昨今は船便の遅延・抜港等が相次ぎ、変更も多いため事前にB/L NOを連絡することが困難。	継続	・BL No連絡のタイミングを出航確定後とするなど報告猶予の延長を望む。	
46	日鉄連	輸入モニタリング制度登録項目へ「製鋼国」の登録追加	・2020年3月30日、米国商務省（DOC）が鉄鋼輸入モニタリング（SIMA）制度の修正案を官報公示した。 ・2020年9月11日、米国商務省（DOC）がSIMA制度修正の最終決定を官報公示。修正点は以下の通り。 ①輸入鉄鋼製品の製造に使用される鉄がどの国で製鋼 (melted and poured) されたのか特定することを申請者に新たに求める。 ②232条措置対象品種を網羅するよう、SIMAの対象品種を拡大する。	継続	・規則の明確化。 ・通関時書類提出の求め取り下げ。	・ Sections 201 and 203 of the 1974 Trade Act, as amended (19 U.S.C. 2251 and 2253), Presidential Proclamation 7529

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			<p>③SIMA制度を無期限で延長する。</p> <p>④低額ライセンスの付与を\$250から\$5,000に拡大。低額ライセンスの使用により、一回の申請で複数回の輸入に対応可能となる。</p> <p>①の「製鋼国の追記」について、通関時にミルシートに製鋼国の記載がないと止められる懸念があったものの、現在メーカー各社が必要に応じてサイドレターで対応しており、支障等は生じていない。</p> <p>ただし、本来SIMA制度と税関の申告は別個の制度である。今回の改正はSIMAの改正であり、本来税関への申告事項に関しては従来通り製鋼場所の記入を要求されないため、今後の対応については要検討。</p>			
47	JEITA	不安定な航空貨物市場の中でのサプライチェーン設計	<p>・航空分野の市況はコロナ禍初期に比べ回復してきているが、急激に旅客便の需要が上振れし、貨物運搬スペース・航空運賃・リードタイムといった側面で不安定な状況が続いている。また、日本と米国を結ぶレーンにおいても再開されていないものが散見され、長期の安定したサプライチェーン立案に支障をきたしている。</p>	継続	<p>・日本向け（日本発）貨物を増やすためにも、日本向けの貨物便、旅客便を増便しキャパシティを拡大する。</p> <p>・また日米間のレーンを再開し安定した価格とリードタイムを確保したい。</p>	
48	時計協	原産地表示規則の厳格・煩雑	<p>・原産地をムーブメント、ケース、バンド毎に表示することが義務づけられており、その表示方法も詳細に規定されており、時計製造業者等に製造管理上の過度な負担を強いるものである。</p>	継続	<p>・原産地表示は完成品のみ適用し、原産地表示方法は時計の製造者の判断に任せる。</p>	<p>・1930年関税法</p> <p>・米国統一関税率表</p>
49	日機輸	原産地表示規則の厳格・煩雑	<p>・USMCA合意締結により、原産地規則厳格化。</p>	継続	<p>・米州域内における日本企業のビジネス環境が大きく損なわれることが無いようにしてほしい。</p>	
50	時計協	原産地表示規則の厳格・煩雑	<p>(対応)</p> <p>・「米国ITCの関税率表の簡素化(案)に関する日本政府のコメント」を踏襲。時計に関する原産地表示を完成品とみなす。メーカーの裁量によって表示方法が行われること。</p>	継続		
51	時計協	原産地表示規則の厳格・煩雑	<p>(対応)</p> <p>・2008年6月に実施されたWTOのTPR対米審査において、日本政府は改善を求めたが、「過度に複雑なものとなっているとの指摘には同意しない」旨回答があった。</p> <p>その後、日本政府は2010年9月30日、10月1日に実施されたWTOのTPR対米審査において時計の原産地表示規則の簡素化につき改善を求めたが、未だ進展が見られない。</p>	継続		
52	時計協	原産地表示規則の厳格・煩雑	<p>(改善)</p> <p>・原産地表示に変化なし。</p> <p>－ウオッチガイド（15 CFR Part245, Guide for the Watch Industry）が廃止され、ウオッチケースの金属組成内容を表示する必要がなくなった。</p> <p>－原産地表示は関税法に定められる表示方法に統一された。</p> <p>－輸入時計の原産地表示方法として、不滅インクの使用が正式に認められた。（HR, 435 Miscellaneous Trade and Technical Collection Act of 1999）</p>	継続		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
53	日機輸	日米貿易協定の原産地基準	・日米貿易協定におけるレンズの原産地基準について、 ①原産地基準が関税番号変更基準のみの規則であるため、最終製品と構成部品が同じ関税番号に該当している製品（例えば、交換レンズ(9002.11)）の場合、基準を満たすのが容易ではない。 ②輸入者自己証明であるため、輸入者から原産性確認のため、詳細な原産地判断資料を要求されることがある。	継続	・今後の交渉時に、付加価値基準を選択できる原産地規則の追加と、輸入者自己証明に加えて輸出者自己証明を認めて頂きたい。	・ TRADE AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000527401.pdf
54	日機輸	独自の非特恵原産地規則	・非特恵原産地規則が独自（WTOが推奨の関税番号変更基準ではない）で、その解釈が不明確。そのため、自主判定の結果に対し、関税法違反の懸念が残る。	新規	・WTOが推奨の関税番号変更基準に変更。	
55	日機輸	2026年のUSMCA見直し	・2021年に発効したUSMCAは、2026年7月に義務的な共同見直しを迎えようとしている。トランプ政権はすでに、就任式の日に表示された「the America First Trade Policy memorandum」を通じて、USTRに国内協議プロセスを開始するよう指示している。業界団体を通じて、トランプ政権は早ければ2025年春に業界からの意見を求め始める意向であると聞いている。トランプ大統領もUSMCAに不満を表明しており、3か国すべてが2026年に協定の全面的な見直しと再交渉を期待しているようだという私たちの認識を強めている。	継続		・ USMCA ・ White House ・ USTR ・ Congress
56	日農工	輸入に関するX線検査費用	・コンテナ輸送時にランダムに行われるX線検査費用（一回当たり4~5,000ドル）の負担が大きい。	継続	・検査費用の減額。	
57	自動部品	輸入処理(運送/通関)遅延による経営悪化	・コロナ過以降継続している低失業率・堅調な雇用情勢も影響してか米国東西湾岸地域での港湾労働者によるストライキが多発、構成部品/素材の輸入通関、国内移動に遅れが発生しており、社内在庫の増加や、空輸などによる緊急輸入が発生するなど経営上のマイナスインパクトが発生している。	新規	・政府や外郭団体による方針決定などガイドラインとなる指標の提示。 ・輸入部品の国産化や、物流方法の改善などによる在庫過多とならないような部品収集の模索。	
58	日機輸	半導体露光装置輸入時のFDA審査遅延	・半導体露光装置は、輸送時に厳密な温湿度管理が必須であり、装置が現地空港に到着後、速やかに温調車に搭載し、客先に輸送を行っている。米国においては半導体露光装置を輸入する際、到着した現地空港にてアメリカ食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）審査の実施が義務付けられおり、FDA承認無しには装置を空港から輸送することが出来ない。このFDA審査の手番が予測不可能であることから、客先への輸送日程並びに搬入作業日程に支障を来し、搬入作業日程変更に伴い専門業者の再手配が必要となる可能性がある。 ※当社米国拠点のロジ部門によるFDA申請プロセスの改善により、直近のFDA承認は結果的には遅滞なく、行えている。	継続	・FDA審査のプロセス改善(事前承認もしくは即日完了)。	
59	自動部品	輸出入規制の厳格化	・米国の輸入品に対する基準（対ロシア、中国からの輸入品（Teir 2, 3, 4を含む））が日本の基準より厳しくなっており、管理工数と規制対象製品が増加している。	継続	・対ロシア、中国からの輸入規制に対する国際的な協調をとって頂きたい。 (特にForced Laborを使った製品の規制等)	
60	日化協	触媒の輸出不可判断の不透明	・米国のサプライヤーにてフェロセン骨格を有するパラジウム触媒を製造・販売されており、当協会会員会社にとってサプライヤー候補とな	継続	・どのような理由で輸出不可となっているのか、さらにどのような対応	・米国国内法のどれに該当するかは把握できていな

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		明	る。しかしながら本原料を担当する国内の商社から、本原料を米国から輸出する際に国際輸出管理レジームの米国国内法に沿って輸出申請の手続きを行う必要があるが、過去実績として輸出不可の判断となっており、実質的に日本に輸入できない、との情報を入手した。（日本においては規制貨物に該当する。）こうした状況のため、当該会社はこの米国サプライヤーからの原料購入の具体的な検討を進められない状況が続いている。		を取れば輸出可能となるのかを、関係当局には明示いただきたく思う。	い。
61	時計協	時計に関する特異な表示義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ Additional U.S. Notesの4. Special Marking Requirementsで求められている以下は米国特有の規則であり非関税貿易障害といえる。 (a)腕時計のムーブメントの受け・上板に表示すべき事 <ul style="list-style-type: none"> (i)製造者の国名。 (ii)製造者または仕入れ業者の名前。（商標ではない） (iii)機能する石の数を算用数字でなく英単語で表示。 (b)クロックムーブメントの最も見やすい表面か裏面に表示すべき事 <ul style="list-style-type: none"> (i)製造者の国名。 (ii)製造者または仕入れ業者の名前。（商標ではない） (iii)もしあれば石の数。 (c)腕時計のケース裏蓋の内面か外面に表示すべき事。 <ul style="list-style-type: none"> (i)製造者の国名。 (ii)製造者または仕入れ業者の名前。（商標ではない） (d)クロックケースの裏側外面の最も見やすい場所に製造者の国名を表示すべきこと。 	継続	・ Additional U.S. Notesの4. Special Marking Requirementsを廃止し、削除して欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ Harmonized Tariff Schedule of the United States, CHAPTER 91, CLOCKS AND WATCHES AND PARTS THEREOF ・ Additional U.S. Notes 4. Special Marking Requirements
62	日機輸	日米重要鉱物協定(CMA)	・ 日米重要鉱物協定（CMA）は、議会の承認のない行政協定にすぎないにもかかわらず、トランプ政権下でも有効のままである。トランプ政権には協定から離脱する権限があるが、離脱する兆候はすぐには見られない。	新規	・ 日米重要鉱物協定（CMA）の維持。	<ul style="list-style-type: none"> ・ White House ・ USTR ・ Congress
63	医機連	航空貨物の取り締まり強化による出荷品の通関での滞留	・ 米国税関・国境警備局（CBP）により、米国へ輸入される全ての航空貨物について、曖昧な品目情報に対する取り締まりが強化されている。これにより、米国向けのFedExによる出荷貨物(パーツ・消耗品類)がここ2-3か月間で何度か現地通関で滞留となってしまっている。出荷した全アイテムの材質や用途を要求されており、都度回答が必要な状況である。	新規		
64	日機輸	物流によるサプライチェーンリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「スエズ・パナマ両運河の問題」に加え、米国東海岸でストライキが実施される可能性や、サプライチェーンを取り巻く環境は不安定な状況が予測される。 ①パナマ運河：少なくとも次回の雨季6月まで運航隻数制限が続く見込み。 ②米国東海岸労使交渉：北米東海岸港湾の労働組合である国際港湾聳者協会の契約が9月末で終了、組合は10月にストライキの可能性を示唆。 	継続		
65	電機工	物流の不安定・遅延・コスト増	・ パナマ運河の水位低下に伴い、輸入品の輸送ルートの変更を余儀なくされている。これに伴い輸送期間の長期化、コストの上昇が見られる。また、輸送ルートのアレンジに苦慮している。	継続		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
66	日機輸	物流の不安定・遅延・コスト増	・米国東海岸向けは一部航路をパナマ経由に戻す動きが出ているとの情報があるが依然隻数は少なく、船のスペースがタイト。西海岸経由内陸鉄道輸送などで対応。リードタイム、コスト増。南米からの輸入案件はリードタイムが長く納期に影響。	継続	・各船社ごとにCARGO TRACKINGにて情報収集→輸送進捗状況の可視化・統一化されたクラウドなどの紹介、創設。	
67	自動部品	物流の不安定・遅延・コスト増	・国内外の社会問題により断続的に海上輸送のコンテナ確保、通関業務、米国内輸送などのリードタイムが安定せず、安全在庫を多く確保する必要があり、財務状況を圧迫している。また、輸送に掛かるコストも増大する傾向が見られる。	継続	・コンテナ数を増やして欲しい。 ・米国の港湾の働き手を増やして欲しい。 ・米国内鉄道輸送も従来の本数、取り扱いに戻して欲しい。	
68	自動部品	混雑による内陸鉄道接続の遅延	・ロサンゼルス港到着以降、混雑の影響で内陸鉄道への接続に時間を要しており、客先への到着が10日ほど遅れている。港湾での荷捌き、ドライバー不足は解決する動きはあるのか？	継続		
69	日機輸	トラックドライバー不足による輸送費用の高騰、物流遅延	・全米で5万人ものトラックドライバーが不足と言われる昨今、タイムリーな陸上輸送が困難となりつつあり在庫を低減しにくい一方で倉庫費用も上昇し負担が大きくなりつつある。 さらに、CA州では、2035年までにすべてのトラックをゼロエミッションにしようという目標を掲げており、その一環として現在登録されているトラックの29%（6,000台）が旧式エンジンを積んでいるため2023年1月1日よりLALB港での作業に従事することができなくなった。ドライバーの不足によりトラック費用が高騰し、物流遅延も頻発している。	継続	・ドライバー不足の解消。 ・トラック輸送の代替ルートの整備：閉鎖中の北部方面等のレールを復旧し、貨物ルートを増やす。	
3. 経済安全保障に起因する問題						
1	JEITA	輸出管理法令の厳格化・複雑化	・Huaweiに対する米国の輸出制限は、半導体そのもののみならず、半導体事業以外にも影響が出ている。 製品そのものの輸出を規制しても、その技術が流出すれば製品の生産は可能となってしまう。既に同社や中国企業は、輸出規制された代替可能性のある製品の生産をはじめている。 また、米国原産以外の半導体製造装置等を使用して製造された場合は規制されない可能性のあるEAR99分類の商品の販売に対して影響がある。 例えば、EUに拠点を置く競合他社は、米国の原産の装置等がなくても製造できると主張しており、継続して販売をしていると思われる。EL規制の適用が国間で不均一になると、競合他社が同じ規則の対象とならない場合、これらの規則の対象となる企業の製品に悪影響を与える。	変更	・輸出制限の範囲を過剰にせず、欧州や日本、グローバルなレベルに合わせて頂きたい。 ・製品そのものでなく、技術の輸出規制として頂きたい。	・米国商務省 ・輸出管理改革法(ECRA)とその下位法令の米国輸出管理規則(EAR) ・米国のHuawei Groupへの直接製品規制
2	医機連	輸出管理法令の厳格化・複雑化	・米国法による輸出規制による中国向け製品の管理が厳しくなっており、コンプライアンスを遵守するための運用が複雑化している。また、商流上、どのレベルまで出荷元が管理すべきかの基本ルールがない中で運用が困難を極める。	継続	・輸出管理の運用面での基本ルール策定。	・米国輸出管理規則 ・OFAC制裁
3	自動部品	輸出管理法令の厳格化・複雑化	・再輸出規制について、日本国内のみならず、弊社の海外事業所での、規制対象品目の確認や、ECCN番号確認にかなりの管理工数を要する。 調達品の場合は更に時間が掛かったり、返答がいただけない場合があり、顧客要請やサプライチェーンに支障が出る可能性がある。	継続	・管理好事例の展開。	・米国輸出管理改革法(ECRA：Export Control Reform Act) ・米国輸出管理規則(EAR：Export

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
						Administration Regulations) https://www.bis.gov/regulations/ear
4	日機輸	輸出管理規則(EAR)における拡大直接製品規制強化	・2020年8月にEntity List掲載者向けの拡大直接製品規制が強化され、製造設備メーカーに問い合わせが来ているが、 ①問い合わせ元が規制内容を正しく解釈していないため、問い合わせ内容が適切でない。 ②製造設備メーカーでも規制内容を正しく解釈していないため、問い合わせに対する回答が適切でない。 このことで、問い合わせ元への回答内容、製造設備メーカーへの問い合わせ内容を理解いただくことに膨大な時間を要し、事業活動に負担がかかっていることを懸念している。	継続	・複雑かつ不明確な規制(やその解釈)を明確にし、「製造設備メーカー」、「製造設備を使用して製品製造するメーカー」とで、其々確認すべき内容についても明確にして頂きたい。	・EAR
5	JEITA	高エネルギー密度電池の役務輸出規制	・輸出管理規則(EAR)においてエネルギー密度が350Wh/kg以上の二次電池に対する役務輸出規制があり、中国子会社との情報共有が困難になる懸念がある。	継続	・高エネルギー密度電池の役務の輸出に関して、日本企業の海外子会社への役務輸出の取扱い等、国として統一的な見解を望む。	・EAR, Category 3
6	日機輸	半導体関連の輸出規制	・2022年10月21日施工の半導体、スパコン関連に関する直接製品規制(特に脚注4付 Entity List掲載者向け直接製品新規制)に関し、日本で製造されている半導体の多くは米国製の製造装置/技術に基づき製造されているため、当該半導体が組み込まれた電気製品等(親製品)は本規制の対象となる。 上記Entity List掲載者への親製品の販売については、許可申請や違反時の罰則を受ける者は、親製品メーカーではなく半導体メーカーとなるが、半導体メーカー側では最終的な販売状況の把握/管理等は難しく対応が非常に困難である。	継続	・親製品メーカーに対する一定の責任負担を検討頂きたい。	・直接製品規制(FDPR) §734.9
7	電機工	対中国規制強化	・とりわけ半導体における米国の対中国規制強化に伴い、AMAT、Lam Research等、米国の半導体製造装置メーカーが制約を受け、現在、売上比率が40%を超える中国向け売上が極端に減少するリスクがある。	新規	・米国の対中国規制の撤廃。	・輸出管理法 ・外国直接製品規制(FDPR)
8	日機輸	米中対立に関連する法規制の日本企業への影響	・米中対立に関連する各種法規制(通商法301条、国防権限法、輸出管理法改革法(ECRA)、外国投資リスク審査近代法(FIRRMA)等)により、関税の上昇や輸出管理手続きの複雑化/長期化、新興技術の輸出の制限、外国企業による対米投資規制等が発生しており、米国で活動する日本企業の収益性圧迫や、技術開発、生産といった事業活動への影響が懸念される。	継続	・日本企業として米国で円滑に事業を運営できるように、関連する法規制に関する情報をタイムリーに提供頂き、対策を検討頂きたい(必要に応じてワシントンDCでの情報収集やロビー活動等も検討して頂きたい)。	・通商法301条 ・国防権限法 ・輸出管理法改革法(ECRA) ・外国投資リスク審査近代法(FIRRMA)
9	日機輸	米国国防権限法による技術、投資規制	・2018年8月に、米国国防権限法2019(輸出改革法(ECRA)等)が制定され、現在、商務省を中心に「エマージング技術」等の特定を進めているが、その技術について、安全保障上の「機微性」を広く解釈することにより、①新たなEAR対象品目・技術の必要以上の増加や、②日系企業による米国投資に際してのCFIUSの審査対象拡大や審査長期化などが想定される。 技術や投資が過度に規制されることにより、技術開発や事業活動に負荷	継続	・(貿易・投資円滑化ビジネス協議会へのリクエスト) 今後は、左記規制動向も含め、米国当局の動きに目を配っていただき、米国で事業を展開する日本企業に関する有益な情報を随時にご教示頂きたい。	・国防権限法2019

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			がかかること、ひいては企業競争力にも影響が及ぶことを懸念している。			
10	日機輸	米国国防権限法による技術、投資規制	・2018年の国防権限法（NDAA）のセクション889に基づき、連邦調達規則（FAR）評議会は、連邦の助成金やプロジェクトの受益者が特定の企業から製品を購入することを禁止する中間最終規則を公表。特に華為技術（Huawei）、ZTEなどの中国の大手企業を含む企業からの製品購入が制限される。米国の外交政策に反対する中国、ロシア、ペラルーシ、イラン、イエメンなどの国々が、FAR、FRN、商務省のエンティティリストにほぼ毎週追加され続けている。当社などの企業は、コンプライアンスを確保するために上流のサプライヤーや下流の顧客を常に見直す必要がある。	継続	・新しいエンティティリスト、FRN、およびその他の輸入制限リストへの新規追加を追跡し、米国政府に対してこれらの制限的な政策に対して慎重かつ戦術的なアプローチを取るよう求める。	・ Congress ・ USTR ・ FAR ・ Commerce
11	日機輸	米国国防権限法による技術、投資規制	・共和党議員らは、中国に対する恒久通常貿易関係（PNTR）の撤廃に新たな関心を示す法案を提出した。立法化の道筋は不透明だが、この問題は議会の対中強硬派にとって優先事項のようで、今議会で前進する可能性がある。	新規		・ Congress
12	日機輸	米国国防権限法による政府調達規制	・国防権限法2023について： －2022年12月12日、「2023年度版国防権限法」成立。 －中国メーカー3社の半導体を使用した製品、サービスの米国政府調達禁止。 －2027年12月23日、施行予定。 －同法施行のための細則が2025年12月23日までに公表される予定。 指定中国メーカー3社について、関連子会社を含めた企業、半導体のファウンドリ、パッケージング処理を含めた使用まで対象となっており、対象であるかないかを調査するのに非常に負荷がかかる。	新規	・規制の緩和を希望する。 例えば、対象3社の製品、サービスを利用することだけに留めて頂きたい。	・国防権限法5949条
13	日機輸	米国国防権限法による政府調達規制	・2022年12月に成立した米国国防権限法2023では、米国連邦政府機関が2027年12月23日以降中国半導体メーカー3社が設計、製造、又は提供する半導体、半導体製品、その半導体製品を組み込んだ製品、又はそれらの製品を利用したサービスを調達することを禁止している。 エンドが米国向けの半導体を組み込んだ製品全般で、サプライチェーン全体をさかのぼっての調査や、特定メーカーの半導体が含まれていないことの誓約を要請されるなど、対応負荷のかかる要請が頻発することが懸念される。	継続	・今後は、左記法令の運用動向に目を配っていただくと共に、サプライチェーンの調査やサプライヤーとの契約、中国でのレピュテーションリスク対策に関する有益な情報を随時にご教示頂きたい。	・国防権限法2023
14	日機輸	米国国防権限法による政府調達規制	・2023年12月に成立した米国国防権限法2023では、国防総省が「米国で活動している中国軍企業リスト」掲載企業から、物品、技術、又はサービスを調達する契約を締結、更新又は延長すること(禁止施行日：2026年6月30日)、また、中国軍企業又はその支配下にある企業が生産又は開発した物品又はサービスを含む物品又はサービスを調達する契約を締結、更新又は延長すること(禁止施行日：2027年6月30日)を禁止している。 「中国軍企業又はその支配下にある企業」の範囲が広範にわたるため、エンドが米国国防総省と紐づく取引先との取引において、サプライチェーン全体をさかのぼっての調査や、特定メーカーの製品・サービスが含まれていないことの誓約を要請されるなど、対応負荷のかかる要請が頻発することが懸念される。	継続	・今後は、左記法令の運用動向に目を配っていただくと共に、サプライチェーンの調査やサプライヤーとの契約、中国でのレピュテーションリスク対策に関する有益な情報を随時にご教示頂きたい。	・国防権限法2024

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
15	日機輸	Trade Integrity Project(TIP)による過剰	<p>・ Trade Integrity Project (TIP) という非営利団体が、米国商務省等の推奨により、ロシア規制を進めるべく啓発活動を行っているが、法令上問題のない取引においても、ロシア輸入通関データからあたかも法令違反したかのように企業名がリストアップされている。当社グループ企業もその被害に会い、現在リストに名前が挙がっている状態である。</p> <p>米国商務省の推奨であることから、そのリストを見た取引先が取引停止を申し入れてくるなど、理不尽な扱いに困惑、迷惑している。</p> <p>運用実態：Common High Priority Lists (CHPL) という規制をかけるべきHSコード基準の分類リストを、米日英EUの4地域で合意、掲載している。それら製品等がロシアで通関されると抵触していることになり、当該企業が掲載されるというしくみ。その他の地域では具体的な規制や方針に合意しておらず、啓発にしても度が過ぎている。</p>	新規	<p>・ リスト自体の消去と掲載基準の閲覧者への明確化などを行うべき。</p>	<p>・ Trade Integrity Project(TIP)</p> <p>https://www.trade-integrity.org/</p> <p>・ 米国商務省産業安全保障局(BIS : Bureau of Industry & Security) Issues Guidance on Addressing Export Diversion Risks</p> <p>https://www.bis.gov/press-release/bis-issues-guidance-addressing-export-diversion-risks</p>
4. 為替管理・金融						
1	電機工	米国金利の高騰による資金調達コストの増加	<p>・ 米国における金利の高騰により資金調達コストが増大。(政策金利は下降傾向ではあるものの依然高止まり)。これによりビジネスを圧迫している。</p>	変更		
5. 税制						
1	日機輸	借入金に関する規制	<p>・ 米国内国法人における、外国関係会社からの借入金が資本とみなされ、借入金にかかる支払い利息の損金算入が否認される。また、一定規模の企業グループ内の借入に関する「適宜文書化」の義務が、借入認定のために新たに要求される。</p>	継続	<p>・ 税制を緩和、または撤廃して頂きたい。</p>	<p>・ 内国歳入法IRC385条</p>
2	日機輸	支払利息の損金算入限度	<p>・ 2021年までEBITDA (Earnings before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization=利払前・税引前・減価償却前利益) ×30%とされている支払利息の損金算入限度が、2022年以降はEBIT (Earnings before Interest and Taxes=利払前・税引前利益) ×30%に改正された。</p>	継続	<p>・ 企業の借入コスト増大につながるため、税制を緩和し、2022年以降についても国際的な規制と調和するEBITDA×30%を損金算入限度額として頂きたい。</p>	<p>・ 米国連邦税法</p> <p>・ 内国歳入法 IRC163条</p>
3	日機輸	支払利息の損金算入限度	<p>・ 現行法では、事業活動から発生するネット支払利息が(減価償却費を考慮せずに)「adjusted taxable income (ATI : 調整課税所得)」の30%を超える際に、超過額を損金不算入とする規定される予定。損金不算入額は無期限に繰延が認められるが、未使用枠の繰越は認められない。この現行法は、日本やその他の国の会社が米国で投資をする際に、追加のコストが増え、結果として米国へのインバウンドの投資にネガティブの影響を与えると予想される。</p>	継続	<p>・ 現在政府及び議会で議論されているが、現行法本法案は撤廃して頂き、ATIに減価償却費を考慮していた2022年以前に戻して頂きたい。</p>	<p>・ 支払利息損金算入制限(新Section 163(j))</p>
4	日機輸	研究開発費の一括損金算入不可	<p>・ 2022年税制改正より、Section 174は、研究開発費を発生時の一括損金算入ではなく、資産計上し、期間償却のうえ損金算入することを納税者に要求している。これにより、米国における研究開発費は、現行一括損金算入が認められている他の国・地域よりも税効率が悪くなっている。</p>	継続	<p>・ 現在政府及び議会で議論されているが、Section174を廃止し、研究開発費の一括損金算入を認めて頂きたい。</p>	<p>・ Section 174</p>

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5	印刷機械	州・郡・市毎に異なる税制	・法人所得税、売上税の税制、税率が州・郡によって大きく異なり、さらに頻繁に変更が加えられることから、経理担当者の工数、監査法人への支払い等の負担が非常に大きくなっている。	継続	・税金体系の統一、簡素化を進めて頂きたい。	・連邦及び州、郡の税法
6	日機輸	税法の変更	・共和党議員らは、トランプ政権の最初の税法である2017年減税・雇用法の更新手続きを進めている。この手続きにより、トランプ減税延長の費用を賄うために、バイデン政権のインフレ抑制法の主要部分が廃止される恐れがある。具体的には、30D消費者向け電子機器車両税額控除と45X先進製造生産税額控除が修正または廃止される恐れがある。	新規		・ Congress ・ White House
7	日機輸	国外関連者への支払いに対する過度な税負担	・米国税制改正法では、BEAT（Base Erosion and Anti-Abuse Tax＝税源浸食・租税回避防止税）が導入され、米国法人の国外関連者への一定の支払いについて、課税所得計算から控除せずに調整課税所得を算出し、BEAT税率を乗じたミニмум・タックスを支払うことが必要となる。BEAT税額の計算において外国税額控除の適用の効果が得られず、ロイヤルティ等の支払額が合理的なものであっても、ミニмум・タックス分は二重課税が生じる場合がある。	継続	・事業実態のある取引に対してBEATが適用されてしまい、事業に制約が課されないよう、制度そのものを撤廃して頂きたい。	・米国連邦税法Section 59A US federal tax law Section 59A
8	日機輸	リース用資産の税務上の償却費を課税対象とするBEAT税制	・2019年12月にBEAT税制（税源浸食濫用防止税：Base Erosion and Anti-Abuse Tax）に関する規則が最終化され、複写機のリース用資産にかかる税務上の償却費がBEAT税制対象となることが明確化された。	継続	・ハードウェアのリース事業は、実業であるにも拘わらず、リース用資産の税務上の償却費がBEAT税制の対象になることにより、事業運営に影響を与えている。このことは税源浸食行為を防止するという本来の目的から逸脱するものと考えられるためリース用資産の税務上の償却費がBEAT税制の除外対象である税務上の売上原価に含まれるようにして頂きたい。	・内国歳入法第59A条
9	日機輸	米国子会社の資金提供（配当・貸付等）による外国親会社の自社株買いへのExcise Taxの課税案の懸念	・Excise Tax（物品税）は当初US法人による自社株買いに対して1%課税をする形で導入されたが、バイデン政権により、米国子会社が配当、貸付等を通じた資金提供を外国親会社に行い、当親会社にて自社株買いを実施した際も対象とする改正案が公表されている。	新規	・この改正案は国内法の範囲を超えており、（米国外に親会社をもつ）多国籍企業グループの米国子会社に対する不当な措置であり、この改正案が円滑な対米投資へ悪影響を及ぼしかねないと懸念する。 ・本改正案が取り下げられ、資金調達ルールにおけるあいまいな解釈の余地が減り、より法律に沿ったものになることを希望する。	・内国歳入法 IRC4501条
6. 雇用						
1	電機工	経済インフレによる人件費の高騰	・経済のインフレ傾向は依然として続いており、人件費の高騰が負担となっている。	新規		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2	電機工	経済インフレによる人件費の高騰	・近隣地域への企業の進出等も背景に、買い手市場な状況となっており、新規雇用が取り合いになっている状況。 新規雇用の難易度そのものが高まっていること、また質の高い人材の確保の難易度も高まっている。	新規		
3	自動部品	人件費高騰、人材確保の困難	・アメリカの流動的な労働環境において、製造現場でスキルを有した人材の流出に対して、技術力がマッチした労働者の補充が難しい。また、労働書確保のために定期的にベースアップを行う必要があり、売価転嫁交渉が難しいケースもあり、収支状況を悪化させる要因となっている。	継続	・労働人口の大幅改善を期待するが、それに合わせたインフラ改善も同時並行が必要となる。 ・また、全米平均を大きく上回る高い賃金で労働力確保を行っている大企業への規制強化、更には移民受け入れ等を加速していることは理解するが、補助金制度の更なる充実と言語問題・技術研修等のインセンティブ充実も要求したい。	
4	日機輸	人件費高騰、人材確保の困難	・人員の採用が困難。オペレータ、エンジニアともに人員不足感があり、品質問題や生産改善に手が回っていない。	継続	・労働市場の改善。	
5	自動部品	人件費高騰、人材確保の困難	・人件費の高騰について： ①労働者賃金の上昇率が高すぎるため、従業員の定着率が上がり、当社の生産活動に影響を与えている。 －労働力不足、賃金高騰、高い離職率となっている ②全米自動車労働組合（UAW：United Auto Workers）の契約交渉における賃金・福利厚生向上により、自動車業界・及び製造業の賃金上昇が予測される。	継続		
6	電機工	全米自動車労働組合による作業の遅延	・全米自動車労働組合（UAW：United Auto Workers）の介入により、現場工事等で平日の労働を拒否され、賃率の高い休日出勤を要求される。これにより、現場工事の遅延、コスト増加が痛手となっている。	継続	・“ラストベルト”の競争力低下、日系OEMの南下が進む一つの要因ともなっている。日系企業の継続的な経済活動のために改善を希望する。	・RTW 法
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日機輸	ビザ発給の厳格化と審査の長期化	・米国ビザ、米国への入国、または米国移民給付を申請する外国人に対するセキュリティ・スクリーニングと審査を強化する大統領令を受け、ビザ発給に要する審査時間の長期化が想定される。（リソース不足やプロジェクト遅延等の事業影響）	新規	・米国政府に対して、予見可能性を高める働きかけを期待する。	・ Executive Order 14161 on Foreign terrorists and other national security and public safety threats, efforts to protect U.S
2	電機工	滞在許可(I-94)有効期限・更新手続きの煩雑	・Eビザの場合、入国時に2年間有効のI-94が発行されるが、パスポートの有効期限が2年以内に切れる場合は、パスポートの有効期限に合わせてI-94の期限を設定されてしまう。これに連動した米国運転免許証期日がある。 パスポートの更新は期限が1年未満になってからしか手続きできないことから、I-94がパスポートの期限に合わせて発行されると、パスポート更新	継続	・パスポート更新にとらわれないI-94の有効期限の設定。 ・I-94更新の簡素化。	・米国移民法

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			後に改めてI-94更新手続きしなければならないが、米国に在りながらのI-94更新手続きは煩雑で、専門家の協力が必要となる。			
3	日機輸	滞在許可(I-94)有効期限・更新手続きの煩雑	・Eビザで入国した場合、2年間の滞在許可(I-94)が与えられるが、2年以上、米国から出国する必要がないことも多い。その場合、一度出国するか移民局で滞在延長の申請を行わなければならない、手間と費用がかかる。	継続	・Eビザで滞在できる期間(I-94)の延長。	
4	日機輸	入国審査に要する書類の不統一	・ビザと一緒に携行する書類(I-129S)について、入国審査官によって、提示のみの場合、コピーの提出が求められる場合、原本が必要な場合があり、対応にばらつきがある。 さらに在日米大使館では原本は一部のみのため、原本を回収されては困る。	継続	・入国審査官による書類(I-129S)に対する対応を統一し、公表して頂きたい。	
5	日機輸	ITIN申請手続きの厳格・煩雑	・2012年6月より個人用納税者番号(ITIN: Individual Taxpayer Identification Number)申請のための本人確認書類が非常に厳しくなった。配偶者が日本に滞在している場合は「戸籍謄本と国際運転免許証の組み合わせ」または「パスポート所持表明(ただし、在米日本大使館/総領事館でのみ発行のため、現実的でない)」、米国に滞在している子供の申請には、「戸籍謄本と国際運転免許証の組み合わせ」または「パスポート所持表明」が必要となっており、申請者の負担が大きくなっている。	継続	・申請者の労力、及び書類入手のためのコスト増大を防ぐため、ITIN申請必要書類の簡素化をして頂きたい。	・IRS Newswire ・IR-2012-62
6	日鉄連	ビザなし渡航に関する規制強化	・2016年1月21日、ビザ免除プログラム改定・テロリスト渡航防止法が施行。 イラン、イラク、スーダンまたはシリアに渡航または滞在したことがある渡航者はビザ免除プログラム(ESTA)を利用して渡米することができなくなり、商用B Visaの取得が義務付けられた。日本から子会社への技術支援等の出張が柔軟に行えない等の影響が見込まれる。	継続	・ビジネスでの訪問が明確な場合は例外とする等、柔軟な適応。	・ビザ免除プログラム ・テロリスト渡航防止法
7	日機輸	ビザ申請前の米国大使館新予約システムの煩雑・問い合わせ窓口の不在	・パスポート返却の郵送料有料化に伴い、査証申請前のWeb上の面接予約の入力項目に「Ayobas Premium」というパスポートの返却サービスに関する入力項目が増えた。 「Ayobas Premium」システムに関して、WEB上での修正が出来ない場合や配送先の不具合など修正依頼をする窓口がない。	継続	・全体的に入力項目が多いなか、重複と思われる項目もあり、入力ミスや工数が軽減するためにも少なくとも重複する項目を統一して頂きたい。 ・「Ayobas Premium」システムの窓口を開設して頂きたい。WEB上で修正出来ない場合や、配送先の不具合などの修正をして欲しいなど、これらを相談、報告をする場を設けることにより、運用を改善して頂きたい。	
8	日機輸	ビザ申請前の米国大使館新予約システムの煩雑・問い合わせ	・ビザ申請する為に米国大使館に出頭をする日時を予約するシステムが2023年10月に変更となり、下記のような問題が発生している。 -入力項目の入力後の途中保存、確認ができない為、非常に使いづらい。 -全体的に入力項目が多い中、重複と思われるところもある。	継続	・入力項目の途中保存、確認ができるようにして頂きたい。 ・入力ミスや工数軽減の為に重複する項目を統一して頂きたい。 ・代理店仕様も検討頂きたい。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		合わせ窓口の不在	一連絡先のメールアドレスを入力しているにもかかわらず、その返信が届かない。			
9	日機輸	在日アメリカ省庁機関のビザ問い合わせの未対応	・在日アメリカ大使館、コールセンター、カスタマーサービス等の在日アメリカ省庁機関では、現状、渡航予定者の状況に適したビザ種類、ビザ取得可否、ESTA（Electronic System for Travel Authorization＝電子渡航認証システム）に関する問い合わせへ回答、対応されない。 ビザサービスデスクでは、ビザ面接時に面接対象でない同伴者の事前登録申請に対する対応が一貫していない。	継続	・在日アメリカ省庁機関においても、ビザ種類、ビザ取得可否、ESTAに関する問い合わせに回答、対応頂きたい。 ・ビザサービスデスクにおいても、事前登録者申請に対する対応を一貫して頂きたい。	
10	電機工	ビザ更新手続きに必要な第3国への出国	・基本的にビザ更新の手続きの際に第3国へ出国する必要があり、業務上の問題と子女教育の問題が生じる。	継続	・第3国に出国しなくともビザ更新ができるようにして頂きたい。	・米国移民法
11	日機輸	ビザ更新手続きに必要な第3国への出国	・米国赴任中に査証の期限が迫ると日本に帰国し、在日米国大使館で期限を更新する必要があるため、一時帰国しなければならない。 2024年1月29日からH-1Bビザの更新申請を米国内で行う試験的なプログラムを開始。	継続	・赴任中は米国本国で査証の更新をできるようにして頂きたい。 ・日本における外国人の就労資格の延長に関しても、日本国内の入国管理局で可能となっているため、相互平等を要望する。	
12	日機輸	ビザ更新手続きに必要な第3国への出国	・ビザ更新手続きの際に第3国へ出国する必要があり、業務上の問題と子どもの教育に問題が生じる。	継続	・第3国に出国しなくても更新できるようにして頂きたい。 新規ビザ取得は問題なし。更新手続きの際に第3国へ出国する必要があり、業務上の問題と子どもの教育に問題が生じる。 →問題が生じるのが、出向期間が長い場合のみなので、クローズアップされにくい。	・Eビザの場合は日本に限られている。その他のビザ(Lビザなど)の場合は、例外的に近隣のカナダ、メキシコでも手続きが可能なようだが、基本的には母国で手続きを行うのが原則となっているので、日本への一時帰国が必要。
13	日機輸	米国入国を拒否される渡航歴国の追加	・キューバへの渡航歴がある者が突如、アメリカに入国できなくなってしまい、当社でも影響を受けた。世界各国で武力衝突が発生し、米中間で緊張が高まっていることに加え、今回トランプ氏が次期大統領に選出された。更に規制となる渡航歴国の追加があるのではないかと懸念している。	継続	・米国入国ルールの安定化。	
14	日機輸	トランプ政権による非移民ビザの発給停止	・第一次トランプ政権時、パンデミックも重なりLビザの発給が停止され、駐在員の要員計画に影響があった。	新規	・トランプ政権の移民政策が非移民ビザに及ばないよう働きかけをお願いしたい。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
15	日機輸	ビザ新規発給停止、ビザ申請棄却率の上昇、米国入国拒否率の上昇リスク	・2020年6月から2021年3月まで、アメリカ第一主義を掲げるトランプ大統領の大統領令によりLビザの発給が停止されたことで、駐在員のビザ発給ができなくなった。今回の大統領選の結果、様々なレベルで米国への移民を制限すると公約に掲げた同氏が再選された。今後、第一次トランプ政権と同様、トランプ2.0ではビザ新規発給の停止、ビザ申請棄却率の上昇、米国入国拒否率の上昇リスクが発生するとみられており、駐在員への影響が懸念されている。	変更	・正当な理由で申請した就労ビザについては常時安定発給させ、正当なビザを持つ者については安定的に米国に入国させて欲しい。	
16	日機輸	外国人転入者の国際運転免許証に関するジュネーブ条約違反	・カリフォルニア州法では「州内に住居を定めた日から10日以内に州政府の発給した運転免許証を取得しなければならない」と規定されており、国外からの移住者にも適用される。 日本及び米国はいずれも「ジュネーブ条約」に加盟しており、本来、日本の国際運転免許証は赴任者についても有効であるが、カリフォルニア州法では「観光及び商用等の目的で訪米した短期滞在者に対してのみ有効」と解釈され、赴任者に対しても10日以内の運転免許証取得が求められる。 日本から新たに米国に赴任する場合、住居の決定、SSN（Social Security Number＝社会保障番号）の取得、免許取得のために必要な期間（筆記試験、実地テスト）等を踏まえると、10日以内に運転免許証を取得することはほぼ不可能である。 カリフォルニア州法の解釈によれば、運転免許証が取得できるまで「運転不可」となるが、業務上、赴任者は即自動車の運転が必要なため、法律に則った運用が非常に難しい。	継続	・「日本の国際運転免許証を保有している移住者については、3ヶ月間は日本の免許証での運転を可能とする（3ヶ月以内に州政府の発給した運転免許証を取得する）」等現実的に運転免許取得が可能な日数を期限として頂きたい。	・カリフォルニア州法 ・ジュネーブ条約
8. 知的財産制度運用						
1	自動部品	先行技術の開示義務の負担	・特許出願の特許性について重要な情報（先行技術）を開示する義務に伴う文書提出の負担が出願人にとって非常に大きい。 特に対応外国案件の特許庁（日本、欧州及びその他の国）において引用された引例に関しては、案件番号だけでなく公報や文献そのもののコピーを提出しなければならない、必要となる手間、時間、代理人費用等のコストが非常に大きい。	継続	・外国特許庁の引例に関しては、出願人を介在せずに特許庁同士で情報交換する仕組み（ドシエシステム）を利用することで、出願人が重要な情報を開示する際の文書の提出を不要として頂きたい。	・米国連邦規則第37巻規則1.56(a)(1)
2	日機輸	情報開示陳述書(IDS)の負担	・特許出願の特許性について重要な情報（先行技術）を開示する義務に伴う文書提出の負担が出願人にとって非常に大きい。特に対応外国案件の特許庁（日本、欧州及びその他の国）において引用された引例に関しては、案件番号だけでなく公報や文献そのもののコピーを提出しなければならない、必要となる手間、時間、代理人費用等のコストが非常に大きい。	継続	・外国特許庁の引例に関しては、出願人を介在せずに特許庁同士で情報交換する仕組み(ドシエシステム)を利用することで、出願人が重要な情報を開示する際の文書の提出を不要として頂きたい。	・米国連邦規則第37巻規則1.56(a)(1)
3	自動部品	発明者宣誓書及び譲渡書の提出義務の重い業務負担	・特許法115条では発明者による宣誓を行うこと及び提出することが規定されているが、発明者個人に宣誓書に対する署名を求める行為は多大な労力を要する。 また、US出願前に職務発明または譲渡が完了し、雇用主に帰属している件に対しても譲渡書を取得しなければならない、多大な負担となっている。このような宣誓書の提出は他国主要特許庁では求められていない。	継続	・出願要件から除外して頂きたい。	・米国特許法115条

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
4	日機輸	発明者宣誓書及び譲渡書の提出義務の重い業務負担	・特許法115条では発明者による宣誓を行うこと及び提出することが規定されているが、発明者個人に宣誓書に対する署名を求める行為は多大な労力を要する。また、US出願前に職務発明または譲渡が完了し、雇用主に帰属している件に対しても譲渡書を取得しなければならず、多大な負担となっている。このような宣誓書の提出は他国主要特許庁では求められていない。	継続	・ 出願要件から除外して頂きたい。	・ 米国特許法115条
5	時計協	意匠権取得に係る問題点	・ 表面陰影を要求されるため、基礎出願（日本）の意匠図面を援用することができず、新規事項（ニューマター）とみなされるリスクがある。	継続	・ 表面陰影の要求緩和を希望する。	
6	製薬協	ガイダンスフレームワークのMarch-In Right導入の懸念	・ 米国立標準技術研究所(NIST: National Institute of Standards and Technology)は、2023年12月8日、ガイダンスフレームワークのドラフトに関するパブコメを募集（2024年2月6日期限）。米国政府は対象発明に基づく製品の価格を下げるため、特に薬剤費抑制のためにバイドール法に基づくMarch-In Rightの行使をも目指しているようであり、March-In Rightを行使するか否かにあたり「価格」を考慮事項に含めようとしている。しかし、そもそもバイドール法は、大学や企業が、連邦政府からの資金に基づく研究開発から得た特許発明について、第三者に特許ライセンスするなどして商業化を促進することを目的とし、価格抑制を意図するものではない。また同法の目的、関連定義、介入権の行使根拠、その他のいずれにおいても、価格を議論する文言は含まれていない。もし価格を考慮するのであれば明確な基準を設けるべきであるがそれは困難であると想定されるうえに、市場に出ている医薬品に関する特許の中で対象となる特許の割合は少なく、March-In Rightの行使は価格を下げるための有効な手段ではない。	継続	・ 価格をMarch-In Rightを行使する考慮事項に含めることについて抑制的であるべき。 ・ 仮に考慮事項に含めることになったとしても個別の状況に照らして不合理に極めて高価格が設定されたり、当該状況を悪用して意図的に極めて価格が吊り上げられたり（price gouging）するなどのために当該製品の入手が極めて困難な場合に限定されるべきである旨をフレームワークに明記して頂きたい。	・ ホワイトハウス声明(バイデン政権2023年12月7日 Fact Sheet) ・ Bayh-Dole Act (35 U.S.C. §§ 200-212) ・ NIST Release for Public Comment Draft Guidance on March-In Right https://www.nist.gov/news-events/news/2023/12/nist-releases-public-comment-draft-guidance-march-rights
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	印刷機械	規格・認証制度の複雑化による対応の困難	・ 規格・認証制度が複雑で対応が難しい。費用面でも負担が大きい。	継続		
2	日農工	州毎に異なる安全規制	・ 米国は安全規制が州ごとに違う一方で、販売は州限定というわけにはいかない。網羅的に規制をクリアしたいがコンサル、現地販売店、現地メーカー(同業)へのヒアリングをしても三者三様の回答で、実態が見えない。	継続	・ 日本政府が関与する形など、信頼のおける網羅的な情報がまとめられているデータベースを作って欲しい。	
3	自動部品	コネクテッドカー情報通信技術サービス規制の不明確	・ 2025年1月16日にアメリカ商務省から公布のあった、コネクテッドカーの情報通信技術サービスである車両接続システム・自動運転システム用ソフトウェア・ハードウェアからの、中国・ロシアの関与の締め出し規則について、具体的な規制対象品目の指定や、中国・ロシアの関与をどう調査するのが明確でない為、まず2027年施行のソフトウェアへの規制について設計・開発部門を中心に混乱する可能性がある。また、当局から法令違反での制裁を受けたり、顧客に迷惑が掛かったり失注するリスクがある。	新規	・ アメリカ商務省から、より具体的な規制対象品目の指定や、中国・ロシアの関与をどう調査するのかの確認。	・ 国際緊急経済権限法 (IEEPA: International Emergency Economic Powers Act) https://www.federalregister.gov/documents/2025/01/16/2025-00592/securing-the-information-and-communications-

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
						technology-and-services-supply-chain-connected-vehicles
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	広範な環境規制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 環境規制の強化により、以下の問題がある。 有機フッ素化合物（PFAS）の定義が不明確であり、企業が参照できる化学物質リストが存在せず、調査・対策に都度個別対応が要求される。 事業（半導体等）がグローバルに展開されており、例えば米国から装置部品を欧州に展開するなど様々な取引が発生する。米国だけでなく、欧州他グローバルに環境規制内容を調査し、各地域に応じた対応が求められる。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 米国だけでなく欧州他地域の環境規制情報に関する情報を共有頂きたい。 自動車、航空、半導体などそれぞれの業界でコンソーシアムを組織し、環境規制への対応を進めている。業界コンソーシアムの状況の注視と情報共有を頂ければ有難い。 自動車業界や宇宙産業では現在の規制だけでなく将来規制も含め対象となる材料を開示（FMD）しているとのこと。対象材料のデータベースを自動車業界など一部業界だけでなく広く活用できるよう整備を政府機関に依頼頂けると有難い。 	・半導体関連の環境規制強化
2	電機工	有害物質輸入の報告義務	<ul style="list-style-type: none"> 米国TSCA PFASデータ報告規則（40CFR Part705）によると 米国内でのPFAS（有機フッ素化合物）の生産・使用状況、曝露、環境および健康への影響などの情報収集し、社会的影響などを考慮した、包括的な規制案を検討するべく、2011年1月1日から2022年12月31日までの期間においてPFASを含む化学と製品の製造および輸入をした米国法人に報告義務が課されているが、調査方法や報告方法において不明確な部分も多く、対応に苦慮している。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 報告業務のガイダンスを明確にして欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 米国TSCA PFASデータ報告規則(40CFR Part705)（2023年10月11日公布、2023年11月13日施行）
3	日機輸	有害物質規制法(TSCA)の不適切な規制化	<ul style="list-style-type: none"> 有害物質規制法（TSCA：Toxic Substances Control Act）PBT（残留性、蓄積性、毒性）規則は、2021年1月6日に公布されたが、同年9月17日付で改正最終規則が公布され、一旦禁止日が2022年3月8日に延期された。さらに同年10月28日付で改正提案が公布され、禁止日を2024年10月31日に延期する提案がなされた（その後2022年3月8日に最終規則が公布され正式決定）。さらに、2023年11月24日に一部の除外条件を盛り込んだ改正提案が公布された。 しかしながら、依然として規制開始日の基準が「distribution in commerce」となっているため、流通在庫も対象となりメーカーとしては強制日よりかなり早い段階での対応を余儀なくされる。 また、未対応在庫の廃棄が発生するなど環境及び経済的な影響が大きい。加えて世界中でどこでも制限されていない物質PIP(3:1)であることから、閾値の設定、リペアパーツの除外、研究開発目的用途の除外等についても盛り込まれるべきである。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 規制開始日の基準を「製造日」にする点や、閾値の設定、リペアパーツの除外、研究開発目的用途の除外を設定して頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> Regulation of Persistent, Bioaccumulative, and Toxic Chemicals Under TSCA Section 6(h) Regulation of Persistent, Bioaccumulative, and Toxic Chemicals Under TSCA Section 6(h); Phenol, Isopropylated Phosphate (3:1); Further Compliance Date Extension https://www.federalregister.gov/documents/2021/10/28/2021-23337/regulation-of-persistent-bioaccumulative-and-toxic-chemicals-under-tsc-section-6h-phenol

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
4	日機輸	有害物質規制法(TSCA)の不適切な規制化	<p>・米国環境保護庁（EPA）は2021年6月に、有害物質規制法（TSCA：Toxic Substances Control Act）における化学物質のリスク評価に関する重要な政策変更を表明した。この中で最も問題となるのは、Whole Chemical Approachである。</p> <p>これは、従来行われてきた不合理なリスク（unseasonable risk）を個別条件において指定する方法を覆し、使用条件の大半が明確な場合に化学物質全体に対して不合理なリスクの決定を1回行うとするものである。このリスク評価の方法では、化学品や混合物と比較して暴露リスクが低い場合が殆どである成形品も、化学品や混合物と同様の不合理なリスクがあると見做され、不適切な規制化が成される懸念がある。</p> <p>現在TSCAにおいては第6条に基づく優先10物質の規制化プロセスが始まっているが、このリスク評価の変更の影響で、メチレンクロライドやトリクロロエチレンのように既に1年以上法案公表が遅れているものや、N-メチルピロリドンのように現在も法案が公表されていないものも出てきている。このメチレンクロライドやN-メチルピロリドンのような溶剤として使用される化学物質が成形品に偶発的に残存した場合も、化学物質全体として不合理なリスクがあると判断され規制化された場合、半導体製品などを含めて大きな悪影響が出る恐れがある。</p>	継続	<p>・現行TSCAに則り、不合理なリスクを使用条件別に、合理的かつ科学的に指定して頂きたい。</p> <p>・特に、成形品への適用については、少なくとも§2605(c)(2)(E)を適切に適用して頂きたい。</p>	<p>・EPA Announces Path Forward for TSCA Chemical Risk Evaluations https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-path-forward-tsca-chemical-risk-evaluations</p>
5	日機輸	化学物質PFASの不適切で広範な規制化	<p>・現在米国においては、有機フッ素化合物（PFAS）規制化の動きが活発である。特に各州における規制が連邦に先行しており、2021年7月にはメイン州においてAn Act To Stop Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances Pollution（米国メイン州による包括的にPFASの使用を規制する州法）が成立し、2024年4月にはその改正法が成立した。</p> <p>また、ミネソタ州においても2023年5月にPFAS禁止法が成立した。更に、カリフォルニア州、ワシントン州、バーモント州、コネチカット州、コロラド州、ロードアイランド州などにおいても特定製品へのPFAS禁止法が成立した。その後も各州においてPFAS規制法案が提案されている。</p> <p>これらに共通した問題点として、規制対象物質がクラス規制されることでCAS登録番号などでの明確な指定がない点や、対象製品が十分なリスク評価や代替可能性の検討を行わずに指定されている点が上げられる。連邦政府の動きとしては、米国環境保護庁（EPA）が2021年10月にPFAS Strategic Roadmap: EPA's Commitments to Action 2021-2024を公表しており、今後このロードマップに沿った規制化が検討されていく模様だが、先行している州法との整合性がとられるのかどうか非常に懸念される。これらの問題点が適切に解決されない場合、産業界の対応が非常に困難となり、規制そのものが有名無実化する恐れもある。</p>	変更	<p>・連邦政府と州政府には、整合のとれたPFAS規制化を実施して頂きたい。</p> <p>・その際には、少なくとも、対象化学物質のCAS登録番号指定、科学的なリスク評価と、代替可能性評価に基づく対象の指定と適切な猶予期間の設定などを行って頂きたい。</p>	<p>・An Act To Stop Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances Pollution https://legislature.maine.gov/legis/bills/getPDF.asp?paper=HP1113&item=1&sum=130</p> <p>・An Act to Support Manufacturers Whose Products Contain Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances https://legislature.maine.gov/ros/LawsOfMaine/breeze/Law/getDocById/?docId=101620</p>
6	日機輸	化学物質PFASの不適切で広範な規制化	<p>・メイン州で、PFAS(フッ素化合物)の規則が2021年7月15日に公布。数千以上のフッ素化合物を含む物質群である PFAS を一括に対象として、2023 年から PFAS 含有情報の届出を要求し、その後 2030 年から PFAS 含有製品を禁止するもので、このままでは代替はもとより含有確認さえ困難で、EEE 事業者にとって順法できない。</p> <p>少なくとも以下の規制緩和が必要。</p> <p>－EEE の除外</p>	継続	<p>・電機・電子4団体、及び現地工業会と連携して緩和に向けたロビー活動を実施予定だが、援護いただけると助かる。</p> <p>・実行可能な規則にするため、METI様およびJETRO様からメイン州当局へアプローチしていただく予定。</p>	<p>・No.1503</p>

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			<p>－規制対象 PFASの限定 ー情報提供方法の簡素化 ー猶予期間（少なくとも4年）</p> <p>2022年6月から施行規則の策定が本格化。10月14日に公布された2ndドラフトでは、微細な修正がなされたものの、依然PFAS全体が規制対象となっており、産業界への影響は変わらない。また情報提供期限が、申請書を提出した個別企業に6か月延期を与えられたが、対応できる状態ではない。</p> <p>2023年9月27日にMETI様とメイン州との間で二国間会議を開催し、電機・電子4団体の代表（当社含む）も参加し、メイン州当局にEEE事業者の懸念と改善提案を伝えた。その際の資料の一部はメイン州議会に提出され、12月2日の議会審議に用いられた。</p>		<p>・METI様とJETRO様のご協力のもと、二国間会議でメイン州当局と直接コミュニケーションを実施できた。今後も継続してロビーを継続予定。</p>	
7	日機輸	難燃剤の含有禁止規則	<p>・ワシントン州のより安全な製品規則で、最初の優先化学物質と優先消費者製品の案が2021年4月に決定されたが、電機電子機器に関わる優先消費者製品『電気電子機器のデバイスケージング』の優先化学物質として、『有機ハロゲン系難燃剤』および5種の『リン酸系難燃剤』が挙げられている。有機ハロゲン系難燃剤はかなり幅広い設定で、何百以上の難燃剤が該当し、有害ではない物質も規制される。またリン酸系難燃剤は、他国ではまだ電気電子機器への禁止はなされていない。もしこれらの難燃剤は電機電子機器業界ではかなり使用されており、このまま規制されると大きな影響を受けることになる。</p> <p>また2021年11月には、デバイスケージング中の有機ハロゲン系難燃剤を規制することが妥当との報告書が公開された。しかしながら当局が実施したリスク評価方法が不備があり、適切なリスク評価を行った上で規制する有機ハロゲン系、およびデバイスケージングを限定すべき（パブコメで電機・電子4団体、CTAからも意見書提出済み。</p> <p>2022年12月にはドラフトが公表され、屋内使用製品は2025年からTVとディスプレイが禁止、それ以外は2026年から禁止。一方屋外使用製品は2024年から情報提供。→製品カテゴリーで異なる禁止日が設定されたものの、依然として全ての有機ハロゲン難燃剤と全ての製品が対象である。2023年2月5日までのパブコメで、電機・電子4団体、CTAから意見提出予定。</p> <p>2023年11月に正式規則が公布。屋内使用製品は2025年からTVとディスプレイの筐体が禁止、それ以外の製品の筐体は2027年から禁止。一方屋外使用製品は2024年から情報提供。TV・ディスプレイの定義が先行するEUのディスプレイに関するエコデザイン規則と整合されたため、EEE事業者への順法リスクが減ったが、2027年からの全製品禁止に対しては、依然EEE事業者への影響が大きい。</p> <p>2024年2月9日にMETI様とワシントン州との間で二国間協議を実施。電機・電子4団体も参加し、ワシントン州当局に直接、懸念と提言を伝えた。</p>	継続	<p>・『有機ハロゲン系難燃剤』は、規制対象物質を限定する。『リン酸系難燃剤』は規制しない。 【電機・電子4団体意見書の骨子】 1.規制対象のHFR（有機ハロゲン難燃剤）を限定すべき。 ーHFRを一括で規制するのではなく、報告書のTable 3. Organohalogen flame retardants (HFRs) with existing hazard assessmentsに限定するとともに、最低4年の猶予期間を設けることを要望 2. 規制対象のエレキ製品の外筐を限定すべき。 ー人・環境へのリスク評価を行ったうえで、リスクの大きい製品に限定すべき。 ー規制対象のEEE筐体をNY州ディスプレイ規則S4630Bに整合（コンシューマー向けディスプレイに限定）させることも適切。</p>	<p>・ Safer Product for Washington</p>

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
8	医機連	エチレンオキシド規制強化による対応困難・設備投資増	・米国環境保護庁（EPA：Environmental Protection Agency）が医療機器の滅菌に使用するエチレンオキシドの規制を強化したことに伴い、米国法人における規制対応工数と規制対応に必要な設備投資が増加している。	継続	・規制緩和のための活動（対行政での規制緩和活動、代替滅菌手法の開発・普及など）。	
9	日機輸	リサイクルマーク規制の強化・独自のルール	・グローバルに循環経済活動の高まりで、包装材等での包装材等での材質表示マーク（or リサイクルマーク）に関わる規制が活発化。各国あるいはアメリカにおいては州単体で、独自ルールで運用される場合（マークが異なる、他国のマークの記載を禁止するなど）が散見されており、結果、個別対応を強いられたり、更新頻度も高くなり、事業負担が高いことはもとより、グローバルに見ても非効率的に思われる。	継続	・独自ルールは貿易制限的でもあり、循環経済を遂行する上でもグローバルに統一することを政府間でグローバルに協議頂きたい。	・各国の包装材等の規制（材質表示マーク or リサイクルマークに関わる規制）
10	日機輸	リサイクルマーク規制の強化・独自のルール	・カリフォルニア州で、製品及び包装に、リサイクル可能と誤認を招くリサイクルシンボルを禁止する規制が採択された。日本のプラマーク、欧州やアジアの規制で表示が義務付けられている多くのリサイクルシンボルの表示が不可能となる。規制は当局がリサイクル可能材のリストを発行してから18か月後に強制となる。電気電子製品の包装は他地域共通の仕様になっており、これらの包装の表示を全て米国専用のデザインに設計変更することはメーカーにとって大きな負担となる。	継続	・既に設計済の製品及び包装は規制対象外として頂きたい。 ・また、海外の規制で表示が求められているマークは規制対象外として頂きたい。	・CA州 SB343 An act to amend Sections 17580 and 17580.5 of the Business and Professions Code, and to amend Sections 18015 and 42355.5 of, and to add Section 42355.51 to, the Public Resources Code, relating to environmental advertising.
11	日機輸	リサイクルマーク規制の強化・独自のルール	・2024年頃から、カリフォルニア当局がリサイクル可能と判断した包装材料材料について、チェイシングアローシンボル等のリサイクル可能と解釈される可能性のあるマークの表示を禁止される。包装材はグローバルで共通化されることが多く、他国向けのチェイシングアローシンボルも禁止になると、米国専用で包装材の設計をする必要があり、コストが大きく跳ね上がるだけでなく、製品の管理が煩雑になるなど、産業界に混乱を招いている。また当局がリサイクル可能材料を公表するのが2024年1月1日頃とされており、その18か月後には本規則を遵守必要のため、対応期間が短すぎる。 2024年1月に、カリフォルニア当局が、各包装材料に対するリサイクル可否の報告書案が公表。同時に実施されたパブコメで、CTAを通して意見提出予定。	継続	・他国向けチェイシングアローシンボルは表示可能として欲しい。	・カリフォルニア州包装材表示規制SB343
12	日機輸	リサイクルマーク規制の強化・独自のルール	・カリフォルニア州リサイクル表示規制法（SB343）について、以下の問題がある。 －2021年にカリフォルニアで施行したリサイクル表示規制法（SB343）は、同州でリサイクル可能とみなされた材料以外の材料で作られた製品・包装等に、リサイクル可能と解される可能性のある文言やマークを表示することを禁止することになっている。 －リサイクル可能とみなされる可能性のあるマークとして、chasing arrows symbolというマークが含まれているが、他国や他州において表示が要求されているマークがchasing arrows symbolに該当する可能性が高い。	新規	・アメリカの他の州や他国・地域で必須の要求となっている表示について、何らかの除外規定や、現実的な代替手段を許容することをお願いしたい。	・California SB343 “Truth in Labeling for Recyclable Materials”

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			<p>ー特に、アメリカの複数州で、chasing arrows symbolを硬質プラスチックボトル・容器に表示することが必須の要求事項となっているが、これはカリフォルニア州の本要求とコンフリクトしている。アメリカ国内で州ごとに仕向けを分けることは現実的に難しいため、対応に苦慮している。</p> <p>ーまた、カリフォルニア州でリサイクル可能かどうかは、当局が州内で行う材料特性調査レポートに基づいて決定され、レポートに基づいてリサイクル不可能とされた材料については、上記の表示規制が適用される。表示規制が適用されるのは、レポートが正式に発行されてから18ヵ月後となっているが、18ヵ月で在庫も含めてすべての対象品から該当する表示を削除するのは難しい。また、レポートは定期的に更新されるため、表示の可否についても都度変更される可能性があり、事業者の負担が大きい。</p>			
13	日機輸	リサイクルマーク規制の強化・独自のルール	<p>・ニュージャージー州において、2024年1月18日より、州内に販売される硬質プラスチック容器は少なくとも10%のリサイクル材を使用する。今後順次リサイクル材使用率を拡大し、最大50%まで増加。</p> <p>先行するカリフォルニア州法よりも硬質プラスチック容器の定義が広く、部品トレイなど、多大なEEE包装材が対象となる。そもそもこの規則は、食品容器など不法に廃棄されやすい容器を対象としたものであり、不法投棄のリスクが少ないEEE包装材を対象とするべきではない。</p>	継続	<p>・EEE包装材を対象外として欲しい。</p> <p>・少なくともカリフォルニア州法と整合して欲しい。</p>	<p>・ニュージャージー州硬質プラスチック容器へのリサイクル材使用規則S2515</p>
14	日機輸	Right to Repair法の過度な要求	<p>・Right to Repair(修理する権利)法により、米国ミネソタ州、カリフォルニア州、オレゴン州、コロラド州では、電気電子製品の修理に必要なパーツ、ツール、修理説明文書を一般修理業者および消費者に提供することを義務付けている。法文上、ツールやサービスマニュアルの提供において必要な場合はtrade secretについても提供が義務付けられると解釈され得る。</p> <p>また、提供が義務付けられる修理用ツールによっては、機密情報である設計情報を読み出してしまうものもあり、そのような情報の開示は製造者が大変な不利益を被る。</p> <p>また、オレゴン州、コロラド州ではparts pairing技術による修理の阻害や他社部品の機能制限を禁止している。しかし、定格電流が大きい製品、ヘッドフォンなどのウェアラブル製品などに使用されるリチウムイオン電池は、互換性のない他社製品を使用すると安全上の懸念がある。よって、一般的に、お客様の安全の観点から、互換性があることを検知できなかった場合は使用や機能を制限する場合がある。</p>	新規	<p>・いかなる場合であっても、trade secretの露呈につながるツールや情報は一般修理業者や消費者への提供は不要として欲しい。</p> <p>・高電流製品やウェアラブル製品で使用されるリチウムイオン電池など、非互換性電池によりユーザーの安全を損なう恐れのある製品は、安全性確保のためにparts pairing技術を用いた予防的な修理制限が可能であることを明確にして欲しい。</p>	<p>・ミネソタ州 Digital Fair Repair Act</p> <p>・カリフォルニア州 Right to Repair Act</p> <p>・オレゴン州 AN ACT Relating to a right to repair consumer electronic equipment</p> <p>・コロラド州 An Act concerning a requirement that a manufacturer of digital electronic equipment facilitate the repair of its equipment by providing certain other persons with the resources needed to repair the manufacturer's digital electronic equipment</p>
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	連邦法と州法との規制内容の不一致	<p>・例えばカリフォルニア州法と米国連邦法で同様の規制に対して要求事項や対象の定義が異なる場合がある。</p>	継続	<p>・共通規制にして頂きたい。</p>	<p>・CA州TITLE 20 APPLIANCE EFFICIENCY REGULATIONS / DOE Energy Conservation</p>

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
						Standards for Battery Chargers
2	日機輸	契約破棄リスク	・関税による費用の増加を理由に、日本の製品が米国側から契約破棄される事案が懸念される。政府は、NEXI（日本貿易保険/政府が100%出資）の保険金の対象とすることを明らかにしたが、具体的な保険対象を把握したい。→保険金の補償範囲、船積み不可、輸送の遅延・納期遅延に伴う追加費用など、NEXIへ直接確認を検討。	新規		
3	日機輸	港湾労使交渉の法案の未整備	・港湾労使交渉は鉄道労使交渉とは異なり、議会による介入を認める法案がなく、2022年7月に医療給付問題で暫定合意した後、賃金・自動化を巡り交渉が停滞。現在、港湾は通常通り稼働しているものの、万一のストに備え、東海岸やメキシコ湾岸へ迂回させているケースが多数あり、これに伴い輸送コストも上昇。安定的に輸出入が行えるよう、港湾労使交渉についても法案の整備をお願いしたい。	継続	・連邦政府、州政府による労使交渉の早期妥結後押しするような法案の整備。	
12. 政府調達						
1	日鉄連	政府調達のバイ・アメリカン法による内外差別	・2009年2月、米国再生・再投資法における鉄鋼等のバイ・アメリカン条項が成立。本法に基づいて実施される政府関連公共事業に使用される鉄鋼製品と一般工業品に米国製品の使用を義務付けている。対象となる公共事業には空港、橋梁、運河、ダム、堤防、パイプライン、鉄道、公共輸送システム、道路、トンネル、港湾、栈橋等の建設、改築、維持・修復が含まれている。WTOの政府調達協定（GPA）加盟国は対象とならないため日本鉄鋼業に直接的な不利益は生じていないが、本制度によって米国市場を締め出された中国等GPA非加盟国の鋼材が第三国へ迂回輸出されることが想定されるため、米国以外の市場での健全な貿易環境維持への間接的な悪影響が懸念される。	継続	・WTO政府調達協定に整合的な運用。	
2	日鉄連	政府調達のバイ・アメリカン法による内外差別	・2017年1月24日、トランプ大統領が「Construction of American Pipelines」という大統領令に署名。商務長官に対して米国内で新規建設、修繕、延長等が行われるパイプラインにおいて米国産材を（国内法）最大限使用する計画を150日以内に大統領に提出することを求めている（2017年8月4日現在、大統領令署名から150日以上が経過しているが、未だ計画が公表されていない）。鉄鋼製品については、米国内で溶解段階を経て生産されたものが米国産材と定義されており、米国産の半製品を用いて外国で生産されたもの、および外国産の半製品を用いて米国内で生産されたものについては、米国産とならない旨、規定されている。	継続		
3	日鉄連	政府調達のバイ・アメリカン法による内外差別	・2017年4月18日、トランプ大統領が「Buy American and Hire American」という大統領令に署名。各連邦政府各機関に対して米国製品購入の最大化に向けた方策を大統領令署名から150日以内に検討することを求めている他、商務省とUSTRに対して自由貿易協定（FTA）やWTO政府調達協定がバイ・アメリカン条項実施の障害になっていないかを150日以内に調査することなどを求めている。	継続		
13. デジタル・データ関連の問題						

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	日機輸	サイバーセキュリティ対策の強化	・SBOM（Software Bill of Materials、ソフトウェア部品表）作成・運用を前提としたサイバーセキュリティ対策を要求される可能性がある。 －SBOM対応に伴い各企業のコンプライアンスコスト増(SBOM作成費用等)が見込まれる。 －契約先に対しSBOM情報を提示することで知財流出が懸念される。 ※SBOMは、ソフトウェアのライセンス情報、コンポーネント情報、コンポーネント同士の依存関係などをリスト化した一覧表。	継続	・製造者側の一方的・過度な負担増とならぬよう、利用者等も含めたセキュリティ確保の役割分担の明確化。 ・EU（2024年12月10日サイバーレジリエンス法が発効）等での制度化も踏まえ、国・地域ごとの区々の対応にならぬよう、SBOM作成・継続的セキュリティ対策等に関する各国・地域制度の調和。	・ Executive Order on Improving the Nation's Cybersecurity
2	日機輸	製品セキュリティ規制	・IoT製品に求められる法的な要件が各国・地域で異なっており、法令や対応内容の調査、各輸出国で必要な要件や試験への対応負担が増加している。	新規	・政府間の連携・交渉により、セキュリティ要件の国際的な調和を進めて頂きたい。	・米カリフォルニアSB327 ・米オレゴンHR2395等
14. 人権デューデリジェンスに関する問題						
1	電機工	人権デューデリジェンスに関する事務負担増加の懸念	・人権デューデリジェンスの動きの加速に伴い、これらに対応するための事務負担（人的リソースなど）の増加が懸念される（現時点ではまだ大きな負担にはなっていない）。	継続		
2	日機輸	人権デューデリジェンスに関する事務負担増加の懸念	・強制労働問題のグローバルな管理、データ収集、調整。	継続	・輸入データを評価し、サプライチェーンのデューデリジェンスを実施し、必要に応じてCBPに報告する進行中のプロジェクト。	・ On going
3	JEITA	ウイグル強制労働防止法における課題	・2021年12月に米国ウイグル強制労働防止法が成立して、新疆ウイグル自治区産品、及び新疆ウイグル自治区出身の労働者が働いている新疆ウイグル自治区以外の中国企業製造の製品の米国輸入規制が強化され、米国得意先などから遵守要請、調査依頼を頻繁に受けとるようになってきた。 また、米国空港、港で米国税関で差し止められる製品がアルミニウムにも拡張されているニュースも入っているが、 ①Tier 1のサプライヤー以前の原材料までに遡っての調査は不可能に近く、多大な労力と時間がかかる。 ②中国での本格的なサプライチェーンの調査を実施するには、中国政府の対抗措置、不買運動につながる可能性がある。	継続	・疑わしいポリシリコン、アルミニウム等が含まれた製品ということだけで全てを米国港、空港で差し止めるのではなく、de minimisルールの採用を頂きたい。	・ウイグル強制労働防止法
4	日機輸	ウイグル強制労働防止法における課題	・強制労働を企業として許容せず、その撲滅に対し尽力するのは当然ではあるものの、新疆ウイグル自治区からの輸入品が強制労働で生産されたものでないと企業が明白に証拠を示すことができない限り、同自治区が関与する産品輸入は原則禁止するとされているが、明確な基準の提示がない場合、サプライチェーンの混乱、リソース不足など事業への影響が懸念される。	継続	・透明性のある予見可能な審査基準の制定。 ・審査基準運用に関するガイドライン等の周知。 ・サプライチェーンの透明性向上に向けた施策。	・ウイグル強制労働防止法 (UFLPA)
5	日機輸	ウイグル強制労働防止法に	・2021年12月にウイグル強制労働防止法が成立し、新疆ウイグル自治区産品の輸入規制が強化され、米国に製品を納入する顧客などから遵守要	継続	・今後は、左記法令の運用動向に目を配っていただくと共に、人権労働	・ウイグル強制労働防止法など

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		おける課題	請や調査依頼を頻繁に受けるようになっていて、 ①サプライチェーンを原材料レベルまで遡っての調査には膨大な工数がかかる。 ②中国での本格的なDDを実施するには、中国政府の対抗措置や中国での不買運動につながるリスクが想定される。		コンプライアンスに関するデューデュー イリジェンスの実施手法や実施範囲 に関する有益な情報を随時にご教示 頂きたい。	or ・米国貿易協定法(Trade Agreement Act)
6	日機輸	ウイグル強制 労働防止法に よる製品の輸 入規制強化	・2021年にウイグル強制労働防止法（UFLPA）が可決されて以来、米国税関・国境警備局（CBP）は、中国からの輸入品が全部または一部ウイグル強制労働によって生産されたとの想定に基づき、輸入品に対する規制を大幅に強化している。強制労働によって生産された商品はこれまでも米国政府による押収の対象となっていたが、UFLPAでは、商品またはその構成部品が新疆ウイグル自治区（XUAR）内で生産されたとされる場合には、輸入者に強制労働によって製造されていないことを証明する立証責任を課している。トランプ政権下では、今後のUFLPAの執行により、特にEVバッテリーに関連する自動車産業への重点が強化されることが予想される。	継続	・中国の反発に対抗するために米国税関および国境保護局（CBP）に提供された取締り手段に抵抗するよう求める。	・ White House ・ Department of Homeland Security ・ (CBP)
15. 新型感染症に起因する問題						
1	自動部品	COVID-19による中部発着の欧米路線の未再開	・新型コロナウイルスの流行により、ほぼすべての海外路線が無くなり、現在では段階的に再開されているものの、中部圏においては欧米路線の再開が無く、駐在員の渡航や一時帰国などにおいて身体的な負担になっている。	継続	・ 中部圏への欧米路線の再開の働きかけ。	
16. 地域紛争に起因する問題						
1	印刷機械	フーシ派の船舶攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響	・紅海航行リスクに伴う海運への影響について、米国東側等で以下の問題がある。 －EU域内等への運行日数の延伸。 －コンテナ廻送の延伸。 －スペースの切迫と運賃の高騰。	新規	・ 安全な航行の確保。	
2	自動部品	フーシ派の船舶攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響	・喜望峰を通るルートにより、欧州から日本へ戻ってくる船が大幅に遅延し、その影響で北米向けの本船もスケジュールの変更が余儀なくされている。特にCY OPEN/CUTの変更が直前だったり、同日だったり搬入スケジュールが立てにくい状況がある。	新規		
3	医機連	各国での輸出規制の難化	・ロシア・ウクライナ紛争以降、各国への輸出規制が難化しており、医療機器およびその消耗品、パーツの輸出申告においても製品の仕様、素材、用途等の問い合わせ、該非判定書の提出等が増加している。これにより業務負荷が増大している。	継続		
99. その他						
1	日農工	材料費高騰	・材料費、購入品の価格高騰により、損益の悪化。	継続	・ インフラ抑制政策の継続。	
2	日機輸	材料費高騰	・材料費、購入品の価格高騰により、損益の悪化。	継続	・ インフレ抑制政策の継続。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
3	日機輸	材料確保の困難	・材料（樹脂）不足により、治工具製作納期が長期化している。生産準備に支障がでている（直近の例：ECTコイル）。 また、半導体などに代表される電子部品の遅れも顕著であり、設備製造に遅れが増えている。	継続		
4	日機輸	材料確保の困難	・米国内に社内規格及び品質に適合する仕様の特殊鋼製品要求に対し、弊社のような小口のユーザーに対して対応してもらえず日本等からの輸入に頼っている状態となっている。	新規	・米国内特殊鋼メーカーの育成、技術力向上支援。特殊鋼の現地調達支援。	
5	自動部品	インフレ、賃金上昇による値上げ交渉の困難	・インフレ、賃金上昇分の客先への価格転嫁が難航。コスト上昇要因の説明、そのバックデータの提出依頼など交渉にかかる工数が増加。昨今の世情背景もあり価格転嫁には各社応じて頂き単価（高さ）レベルでの値上げ転嫁は進んだが、過去未改修部分（面積）の回収までは厳しい状態。	継続	・政府や外郭団体による交渉ガイドラインの設定、及び自動車メーカーへの指導。	
6	自動部品	コンテナ開梱・貨物盗難被害増加	・LAX港から配達先までの鉄道輸送途中に、コンテナが開けられシールが貼り替えられる被害が2022年に3回発生した。コンテナに積載されていた品目は主に自動車部品で、一部の貨物は開梱されていたが盗難されることはなかった。今後も繰り返し発生する場合、強化シールの取り付けを検討予定。	継続		

2025 年版
各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

2025 年 9 月

連絡先： 日本機械輸出組合
通商政策グループ 浅田、和田、庫元

〒105-0011

東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号

TEL 03-3431-9348

FAX 03-3436-6455

E-Mail tohshi@jmcti.or.jp

<https://www.jmcti.org/>

<https://www.jmcti.org/mondai/top.html> (貿易・投資円滑化ビジネス協議会)

禁無断転載